

審決

無効 2011-800009

神奈川県横浜市西区北幸2丁目7番18号
請求人 株式会社 岡村製作所

東京都千代田区紀尾井町4番1号 ガーデンコート19階 重信国際特許事務所
代理人弁理士 重信 和男

東京都千代田区紀尾井町4番1号 ガーデンコート19階 重信国際特許事務所
代理人弁理士 清水 英雄

東京都千代田区紀尾井町4番1号 ガーデンコート19階 重信国際特許事務所
代理人弁理士 溝渕 良一

東京都千代田区紀尾井町4番1号 ガーデンコート19階 重信国際特許事務所
代理人弁理士 秋庭 英樹

東京都千代田区紀尾井町4番1号 ガーデンコート19階 重信国際特許事務所
代理人弁理士 堅田 多恵子

東京都千代田区紀尾井町4番1号 ガーデンコート19階 重信国際特許事務所
代理人弁理士 小椋 正幸

東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
代理人弁護士 三村 量一

東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
代理人弁護士 中島 慧

東京都千代田区紀尾井町3番12号 紀尾井町ビル
代理人弁護士 高島 茉莉恵

東京都千代田区神田駿河台3丁目2番地
被請求人 日本ファイリング 株式会社

東京都港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル701 内田・鮫島法律事務所
代理人弁護士 鮫島 正洋

東京都港区西新橋1丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル701 内田・鮫島法律事務所
代理人弁護士 和田 祐造

東京都港区西新橋一丁目20番3号 虎ノ門法曹ビル701 内田・鮫島法律事務所
代理人弁護士 小栗 久典

上記当事者間の特許第2851237号「図書保管管理装置」の特許無効

審判事件についてされた平成23年12月21日付け審決に対し、知的財産高等裁判所において審決取消の判決（平成24年（行ケ）第10038号、平成24年12月11日判決言渡）があったので、さらに審理のうえ、次のとおり審決する。

結 論

訂正を認める。

特許第2851237号の請求項1、2及び7に記載された発明についての特許を無効とする。

審判費用は、被請求人の負担とする。

理 由

1. 手続の経緯

（1）本件特許第2851237号の請求項1ないし7に係る発明についての出願は、平成6年4月20日に特許出願され、平成10年11月13日に特許権の設定登録がなされたものである。

（2）これに対し株式会社岡村製作所（以下、「請求人」という。）は、平成23年1月19日（差出日）に、本件無効審判を請求し、証拠方法として甲第1号証ないし甲第18号証を提出し、平成23年3月9日付けで手続補正書を提出し、審判請求の請求の理由及び証拠方法について補正（以下、平成23年3月9日付け手続補正書で補正された審判請求書を「補正後の審判請求書」という。）した。

（3）日本ファイリング株式会社（以下、「被請求人」という。）は、平成23年5月16日付けで、答弁書及び証拠方法として乙第1号証及び乙第2号証を提出するとともに同日付けで訂正請求書（以下、当該訂正請求書により被請求人が求める訂正を「本件訂正」という。）を提出し、また、被請求人は、平成23年5月19日付けで上申書を提出した。

（4）これに対し請求人は、平成23年6月30日付けで審判事件弁駁書を提出し、証拠方法として甲第19号証ないし甲第27号証を提出した。

（5）その後、請求人は、平成23年10月24日付けで口頭審理陳述要領書を提出するとともに甲第28号証及び甲第29号証を提出し、また、被請求人は、平成23年10月24日付けで口頭審理陳述要領書を提出した。

（6）平成23年11月14日に第1回口頭審理がなされ、請求人は平成23年10月24日付け口頭審理陳述要領書を陳述するとともに、証拠方法として提出した甲第12号証、甲第13号証、甲第14号証及び甲第19号証を参考資料とし、また、被請求人は平成23年10月24日付け口頭審理陳述要領書を陳述した。

（7）そして、請求人は、平成23年11月24日付けで上申書を提出し、また、被請求人は、平成23年11月24日付けで上申書及び乙第1号証の追加分を提出した。

（8）これらを踏まえ、平成23年12月21日付けで、「訂正を認める。本件審判の請求は成り立たない。審判費用は、請求人の負担とする。」との審決（以下、「一次審決」という。）がなされたところ、請求人は、審決取消訴訟を提起し、知的財産高等裁判所において平成24年（行ケ）第10038号として審理された結果、平成24年12月11日付けで一次審決を取り消す旨の判決が言い渡された。

（9）これに対し、被請求人は、最高裁判所に対し、上告受理申立て（平成24年（行ノ）第10083号）及び上告提起（平成24年（行サ）第10060号）を行ったが、平成25年1月30日付けで上告受理申立て及び上告提起の取下書を提出し、一次審決を取り消す旨の判決が確定した。

（10）そして、本件無効審判事件は差し戻され、平成25年2月19日付けで被請求人より上申書が提出されたものである。

2. 請求人の主張概要

請求人は、特許第2851237号発明の特許請求の範囲の請求項1、請求項2及び請求項7に係る発明（以下、「本件特許発明1」、「本件特許発明2」及び「本件特許発明3」という。）についての特許を無効とする、審

判費用は被請求人の負担とする、との審決を求め、その理由として概ね次のア)ないしウ)のように主張している。

ア) 本件特許発明 1 ないし 3 は、甲第 4 号証に記載された発明、甲第 1 号証の 3 または甲第 2 号証の 3 または甲第 3 号証の 3 に記載された発明、甲第 5 号証に記載された発明、および、従来周知の技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるから特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないものである（補正後の審判請求書第 3 ページ第 2 ないし 10 行等を参照。）。

イ) 本件訂正は、1) 特許請求の範囲の減縮、(2) 誤記の訂正、(3) 明りょうでない記載の釈明、のいずれの目的（特許法第 134 条の 2 第 1 項但し書第 1～3 号）にも該当しないものであるから、訂正要件違反であって認められないものである（審判事件弁駁書第 3 ページ第 22 ないし 25 行等を参照）。

ウ) 仮に本件訂正が認められても訂正後の本件特許発明 1 ないし 3 は、甲第 4 号証に記載された発明、甲第 1 号証の 3 または甲第 2 号証の 3 または甲第 3 号証の 3 に記載された発明、甲第 5 号証に記載された発明、および、従来周知の技術的事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるから、特許法第 29 条第 2 項の規定により特許を受けることができないものであるから、訂正後の本件特許発明 1 ないし 3 は無効とされるべきである（審判事件弁駁書第 6 ページ第 21 ないし 25 行及び審判事件弁駁書第 12 ページ第 13 行ないし第 13 ページ第 31 行等を参照。）。

<証拠方法>

甲第 1 号証の 1 : 甲第 1 号証の 3 が刊行物であることを立証するためのカリフォルニア州立大学オビアット図書館 第 11 期 プロジェクト仕様書に関する、1999 年 4 月 28 日付けダグラス A デービスの公証付き陳述書、及びその訳文

甲第 1 号証の 2 : 甲第 1 号証の 3 が刊行物であることを立証するための同陳述書に添付された CONTRACTOR（請負業者）への通知、及び、その訳文

甲第 1 号証の 3 : 本件特許発明の出願前に頒布された刊行物である同陳述書に添付されたプロジェクト仕様書及びその抄訳文

甲第 2 号証の 1 : 甲第 2 号証の 3 が刊行物であることを立証するためのカリフォルニア州立大学オビアット図書館 第 11 期 プロジェクト仕様書に関する、1999 年 4 月 29 日付けジャック E ブルースの公証付き陳述書、及びその訳文

甲第 2 号証の 3 : 本件特許発明の出願前に頒布された刊行物である同陳述書に添付されたプロジェクト仕様書

甲第 3 号証の 1 : 甲第 3 号証の 3 が刊行物であることを立証するためのカリフォルニア州立大学オビアット図書館 第 11 期 プロジェクト仕様書に関する、1999 年 4 月 26 日付けケーニス A ロジャーソンの公証付き陳述書、及びその訳文

甲第 3 号証の 2 : 甲第 3 号証の 3 が刊行物であることを立証するための同陳述書に添付された CONTRACTOR（請負業者）への通知

甲第 3 号証の 3 : 本件特許発明の出願前に頒布された刊行物である同陳述書に添付されたプロジェクト仕様書

甲第 4 号証 : 特開平 05-151233 号公報

甲第 5 号証 : 特開昭 49-080780 号公報

甲第 6 号証 : 特開昭 50-008270 号公報

甲第 7 号証 : 特開昭 49-134075 号公報

甲第 8 号証 : 特開昭 57-072503 号公報

甲第 9 号証 : 特開昭 56-056402 号公報

甲第10号証：実願昭47-112063号（実開昭49-067379号）のマイクロフィルム
 甲第11号証：実願平03-045857号（実開平05-019210号）のCD-ROM
 甲第15号証：LIBRARY HI TEC、Consecutive Issue 20; Vol. 5, No. 4 Winter 1987年、表紙、目次、第13ないし22ページ掲載の論文のコピー、及びその抄訳文
 甲第16号証：特開平03-264396号公報
 甲第17号証：実願昭63-150289号（実開平02-072225号）のマイクロフィルム
 甲第18号証：特開平02-070603号
 甲第20号証：特開昭59-182103号公報
 甲第21号証：特開平04-256607号公報
 甲第22号証：実全平01-162410号公報（当審注：「実願昭63-58087号（実開平01-162410号）のマイクロフィルム」の誤記であると認める。）
 甲第23号証：実公昭54-001750号公報
 甲第24号証：実公昭54-001751号公報
 甲第25号証：特開昭54-007741号公報
 甲第26号証：特開昭54-007742号公報
 甲第27号証：特開昭56-149904号公報
 甲第28号証：特開昭59-172306号公報
 甲第29号証：実全昭60-072405号公報（当審注：「実願昭58-161944号（実開昭60-072405号）のマイクロフィルム」の誤記であると認める。）

<参考資料>

審判事件弁駁書に添付された図1：棚領域の「幅及び高さ」が図書の寸法別に分類されていることを示す図（審判事件弁駁書第20ページ第19及び20行）
 審判事件弁駁書に添付された図2：コンテナが図書の寸法別に分類されていても、コンテナ内の図書の収容の仕方によっては、図書の収容効率が上がらない場合もあることを示す図（審判事件弁駁書第20ページ第20ないし22行）
 甲第12号証：特許第2532820号公報（無効審決が確定）
 甲第13号証：甲第1号証の3、甲第2号証の3、甲第3号証の3が刊行物であることを立証するための無効2005-80272号の審決文（特許第2532820号の無効審決）
 甲第14号証：甲第1号証の3、甲第2号証の3、甲第3号証の3が刊行物であることを立証するための平成18年（行ケ）第10546号の判決文（特許第2532820号の無効審決に対する審決取消訴訟の維持判決）
 甲第19号証：平成22年（行ケ）第10280号の判決文（補正要件不充足を認めた判決）

なお、甲第2号証の2は、欠番である。

3. 被請求人の主張概要

被請求人は、訂正請求書を提出したが、2. 請求人の主張概要イ）に対しては、概ね次のア）及びイ）のように主張している。
 ア）本件訂正は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるから、訂正

要件を充足する（被請求人提出の口頭審理陳述要領書第21ページ第2ないし14行等を参照。）。

イ）甲第1号証の3、甲第2号証の3または甲第3号証の3が本件特許出願の出願日（1994年4月20日）前の時点で頒布された刊行物であったとすることができるということは不知であり（答弁書第2ページ第26ないし29行等を参照。）、また、訂正後の本件特許発明1ないし3は、甲第4号証に記載された発明、甲第1号証の3または甲第2号証の3または甲第3号証の3に記載された発明、甲第5号証に記載された発明に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるとはいえない（答弁書第24ページ第8ないし15行及び第25ページ第21ないし25行等を参照。）。

<証拠方法>

乙第1号証：Better Storage No. 122 1993

「近未来の図書館」

乙第2号証：写真（被請求人撮影）

4. 訂正について

4-1. 訂正請求の内容

平成23年5月16日付け訂正請求書により被請求人が求める訂正は、本件特許の特許請求の範囲の請求項1、請求項2及び請求項7の記載の

a) 「【請求項1】 図書の寸法別に分類された複数の棚領域を有する書庫と、

この書庫の各棚領域に收容されるもので、それぞれが收容された棚領域に対応した寸法を有する複数の図書を收容する複数のコンテナと、

この複数のコンテナの前記書庫内における收容位置と、各コンテナに收容された複数の図書の各図書コードとを対応させて記憶する記憶手段と、

取り出しが要求された図書の図書コードを入力することにより、前記記憶手段の記憶内容に基づいて、該要求図書が收容されているコンテナを前記書庫から取り出してステーションに搬送するとともに、返却が要求された図書の寸法情報を入力することにより、該返却図書の寸法に対応する複数の前記コンテナの中から空きのあるコンテナを前記書庫から取り出して前記ステーションに搬送する搬送手段と、

この搬送手段により前記ステーションに搬送されて、前記要求図書が取り出されたコンテナまたは前記返却図書が返却されたコンテナに対して、前記記憶手段の記憶内容を更新する更新手段とを具備し、

前記書庫の複数の棚領域には、前記搬送手段によってコンテナを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数のコンテナが收容され、

前記搬送手段には、前記コンテナを取り出す間口に対して、手前側のコンテナを取り出してから奥側のコンテナを取り出す移載手段が備えられていることを特徴とする図書保管管理装置。

【請求項2】 前記移載手段は、前記手前側のコンテナを前記棚領域から取り出す取り出し機構と、前記奥側のコンテナを手前側に移動させる移動機構とを備え、前記奥側のコンテナは、前記移動機構によって手前側に移動させた状態で、前記取り出し機構によって棚領域から取り出されることを特徴とする請求項1記載の図書保管管理装置。

【請求項7】 前記移載手段は、前記手前側のコンテナ及び前記奥側のコンテナを選択的に取り出して保持可能な第1及び第2の取り出し手段を備え、前記第1の取り出し手段で前記手前側のコンテナを取り出し保持させた状態で、前記第2の取り出し手段で前記奥側のコンテナを取り出して前記ステーションへの搬送に供させることを特徴とする請求項1記載の図書保管管理装置。」を

b) 「【請求項1】 図書の寸法別に分類された幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域を有する書庫と、

この書庫の各棚領域に收容されるもので、それぞれが收容された棚領域に対応した寸法を有する複数の図書を收容する複数のコンテナと、

この複数のコンテナの前記書庫内における收容位置と、各コンテナに收容

された複数の図書の各図書コードとを対応させて記憶する記憶手段と、
取り出しが要求された図書の図書コードを入力することにより、前記記憶手段の記憶内容に基づいて、該要求図書が収容されているコンテナを前記書庫から取り出してステーションに搬送するとともに、返却が要求された図書の寸法情報を入力することにより、該返却図書の寸法に対応する複数の前記コンテナの中から空きのあるコンテナを前記書庫から取り出して前記ステーションに搬送する搬送手段と、

この搬送手段により前記ステーションに搬送されて、前記要求図書が取り出されたコンテナまたは前記返却図書が返却されたコンテナに対して、前記記憶手段の記憶内容を更新する更新手段とを具備し、

前記書庫の複数の棚領域には、前記搬送手段によってコンテナを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数のコンテナが収容され、

前記搬送手段には、前記コンテナを取り出す間口に対して、手前側のコンテナを取り出してから奥側のコンテナを取り出す移載手段が備えられていることを特徴とする図書保管管理装置。

【請求項 2】 前記移載手段は、前記手前側のコンテナを前記棚領域から取り出す取り出し機構と、前記奥側のコンテナを手前側に移動させる移動機構とを備え、前記奥側のコンテナは、前記移動機構によって手前側に移動させた状態で、前記取り出し機構によって棚領域から取り出されることを特徴とする請求項 1 記載の図書保管管理装置。

【請求項 7】 前記移載手段は、前記手前側のコンテナ及び前記奥側のコンテナを選択的に取り出して保持可能な第 1 及び第 2 の取り出し手段を備え、前記第 1 の取り出し手段で前記手前側のコンテナを取り出し保持させた状態で、前記第 2 の取り出し手段で前記奥側のコンテナを取り出して前記ステーションへの搬送に供させることを特徴とする請求項 1 記載の図書保管管理装置。」と訂正するものである（以下、「訂正事項」という。また、下線は訂正箇所を示すものであり、当審において付与した。）。

4-2. 訂正の可否について

(1) 訂正の目的

(1-1) 請求人の主張概要

請求人は、本件訂正は、(1) 特許請求の範囲の減縮、(2) 誤記の訂正、(3) 明りようでない記載の釈明、のいずれの目的（特許法第 134 条の 2 第 1 項但し書第 1～3 号）にも該当しないものであるから、訂正要件違反であって認められないものであることについて、審判事件弁駁書第 3 ページ第 27 行ないし第 6 ページ第 18 行で概ね次のように主張している。

ア) 訂正後の特許請求の範囲の請求項 1 の「図書の寸法別に分類された幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域を有する書庫」と、訂正前の「図書の寸法別に分類された複数の棚領域を有する書庫」とは、実質的に差異がなく、単に「幅及び高さがそれぞれ異なる」からといって、「図書の寸法別に分類された複数の棚領域」により特定される特定事項を何ら減縮しているものではないから、特許請求の範囲の請求項 1 の訂正は、特許請求の範囲の減縮を目的としたものとはいえない。

イ) 訂正前の特許請求の範囲の請求項 1 の「図書の寸法別に分類された複数の棚領域を有する書庫」の記載には、誤記があるとも認められないので、特許請求の範囲の請求項 1 の訂正は、誤記の訂正を目的とするものではない。

ウ) 訂正前の特許請求の範囲の請求項 1 の「図書の寸法別に分類された複数の棚領域」の記載は、それ自体の意味が明りようであり、明細書、特許請求の範囲又は図面中の他の記載との関係で不合理を生じているために不明りようであることもないので、特許請求の範囲の請求項 1 の訂正は、明りようでない記載の釈明を目的とするものではない。

(1-2) 被請求人の主張概要

被請求人は、本件訂正は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものであるから、訂正要件を充足するものであることについて、被請求人提出の口頭審理陳述要領書第 21 ページ第 2 ないし 14 行において概ね次のように主張している。

ア)「複数の棚領域」が「幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域」と訂正されたことで、「幅及び高さがそれぞれ異なる」棚領域に限定され、これが減縮に該当することになんら疑いは生じない。

(1-3) 当審の判断

本件特許の特許請求の範囲の請求項1における「図書の寸法別に分類された複数の棚領域を有する書庫と、」を、「図書の寸法別に分類された幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域を有する書庫と、」と訂正することは、「複数の棚領域」を、「幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域」とすることである。

当該訂正により、複数の棚領域に関して、棚が、「幅」及び「高さ」という二方向においてその長さが異なるものであると限定されるものであるから、「幅及び高さがそれぞれ異なる」とする訂正は、特許請求の範囲の減縮を目的とするものといえる。

(2) 新規事項の追加及び特許請求の範囲の拡張・変更

上記訂正事項は、本件明細書の段落【0041】の「すなわち、例えば書棚11aについて言えば、図11に示すように、出庫用及び入庫用ラックステーション14、29に近い側から、スタックークレーン13のスタックーマスト13aの走行方向に沿って、A4版の図書30を収容したコンテナ12が収容される棚領域11A4と、B5版の図書30を収容したコンテナ12が収容される棚領域11B5と、A5版以下の図書30を収容したコンテナ12が収容される棚領域11A5とに順次分類されている。なお、このような棚領域11A4、11B5、11A5の分類は、他の書棚11b～11fについても同様にこなわれている。」との記載及び同段落【0042】の「この場合、図12に示すように、コンテナ12の長さをL、幅をW、高さをHとすると、A4版の図書30を収容するコンテナ12の大きさは、 $L=600\text{mm}$ 、 $W=509\text{mm}$ 、 $H=313\text{mm}$ となり、B5版の図書30を収容するコンテナ12の大きさは、 $L=600\text{mm}$ 、 $W=453\text{mm}$ 、 $H=277\text{mm}$ となり、A5版以下の図書30を収容するコンテナ12の大きさは、 $L=600\text{mm}$ 、 $W=385\text{mm}$ 、 $H=230\text{mm}$ との記載、並びに、本件図面の【図11】に基づくものである。

よって、上記訂正事項は、本件明細書又は本件図面に記載した事項を総合することにより導かれる技術的事項であり、新たな技術的事項を導入するものではないから、本件明細書又は本件図面に記載した事項の範囲内のものであり、実質上特許請求の範囲を拡張し、又は変更するものではない。

(3) 小括

本件訂正は、平成6年法律第116号附則第6条第1項の規定によりなお従前のものとされた同法による改正前の特許法第134条第2項ただし書きに適合し、特許法第134条の2第5項において準用する同改正前の特許法第126条第2項の規定に適合するものであるから、本件訂正は適法なものであるからこれを認める。

5. 本件訂正発明1、本件訂正発明2及び本件訂正発明3

本件特許請求の範囲は上記本件訂正によって訂正されたので、その請求項1ないし7に係る発明は、全文訂正明細書、全文訂正特許請求の範囲及び本件図面の記載からみて、その特許請求の範囲の請求項1ないし7に記載された事項により特定されるとおりのものと認められ、そのうち、請求項1、請求項2及び請求項7に係る発明（以下、「本件訂正発明1、本件訂正発明2及び本件訂正発明3」という。）は、上記4-1. b)に記載したとおりのものである。

6. 無効理由について

本件訂正は適法になされたものであるから、上記2. 請求人の主張概要ウ)について、すなわち、本件訂正発明1ないし3は、甲第4号証に記載さ

れた発明、甲第1号証の3または甲第2号証の3または甲第3号証の3に記載された発明、甲第5号証に記載された発明及び従来周知の技術的事項に基づいて当業者が容易に発明をすることができたものであるかについて検討する。

6-1. 甲各号証の記載事項

(1) 甲第1号証の1ないし3

(1-1) 甲第1号証の1は、図書館プロジェクトマネージャーであったダグラス A デービスの公証付き陳述書であり、同陳述書には、1989年3月22日の時点で、いかなる公衆もプロジェクト仕様書(甲第1号証の3)のコピーを入手することができたことが述べられている。

(1-2) 甲第1号証の2(又は甲第3号証の2)は、上記陳述書に添付された、カリフォルニア州立大学管理者のCONTRACTOR(請負業者)への通知であって、該通知には、上記プロジェクト仕様書が1989年3月22日以降、所要の保証金を払った後、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校で入手することができ、良好な状態で仕様書が返却された場合には、保証金が大学から返却される旨記載されている。

(1-3) 甲第1号証の3(甲第2号証の3又は甲第3号証の3も同じ内容である。)には、「プロジェクト仕様書 カリフォルニア州立大学 オビアット図書館 第II期」(抄訳文第1ページ)との表題とともに、次の事項が記載されている(当審注:記載事項については抄訳文を援用した)。

「図書館設備 — 自動保管取り出しシステム(ASRS)」(抄訳文第4ページ第2行)の見出しに続いて、

ア)「パート1 一般」(抄訳文第4ページ第3行)の章には、

「1. 01 業務の内容」(抄訳文第4ページ第5行)、の項目中に、次の記載がある。

「A. 含まれる業務

機器供給者は、

1. 6基のミニロードスタッカクレーン。スタッカクレーンは、(…中略…)容器挿入/引き出し機構を備えなければならない。(…中略…)

2. 棚の構造は、全部で13, 260個の容器の収容位置を含む6通路分から構成される。(…中略…)

5. 仕切り、容器アドレス、及びセクターラベルを含む容器。(…中略…)

7. 6つのAS/RS通路端ワークステーション。(…中略…)

9. コンピュータシステム、コントローラ、周辺機器、及びソフトウェアを含む、在庫チェック(インベントリ)コントロール、コンベアコントロール、及び図書館コンピュータシステムとのインターフェースを供給するためのASRSコントローラ。(…中略…)

からなる、自動保管取り出しシステム(AS/RS)を設計、製作、据付するための、全ての必要なエンジニアリングサービス、労務、材料及び機器を供給しなければならない。」(抄訳文第4ページ第8行ないし第5ページ第17行)及び

「C. 本章の用語の定義

1. 本仕様書で文字「LCS」が用いられる場合は常に、LCSは「図書館コンピュータシステム」を意味すると理解されなければならない。

2. 本仕様書で文字「ASRS」が用いられる場合は常に、ASRSは「自動保管取り出しシステム」を意味すると理解されなければならない。

3. 本仕様書で文字「EAWS」が用いられる場合は常に、EAWSは「通路端ワークステーション」を意味すると理解されなければならない。」(抄訳文第6ページ第9ないし18行)

イ)「パート2 製品」(抄訳文第8ページ第12行)の章には、

「2. 02 ASRSシステムの一般的記載」(抄訳文第11ページ第1行)の項目中に、次の記載がある。

「A. AS/RSシステムのパラメータ (…中略…)

6. 標準システム構成 (…中略…)

c. 段の数: 3 4 段 段の高さ: 容器の深さ+次の容器の底面まで最大

1. 0 インチ

7. 2 4 インチ×4 8 インチの容器 (内側寸法) の底面図を用いる。

容器の要求数の分配は下記ようになる。

容器サイズ		要求個数
2 4 インチ幅×4 8 インチ長×	6. 0 インチ深さ	3 9 0
2 4 インチ幅×4 8 インチ長×	1 0. 0 インチ深さ	7 0 2 0
2 4 インチ幅×4 8 インチ長×	1 2. 0 インチ深さ	5 0 7 0
2 4 インチ幅×4 8 インチ長×	1 5. 0 インチ深さ	3 9 0
2 4 インチ幅×4 8 インチ長×	1 8. 0 インチ深さ	3 9 0
全容器数		1 3 2 6 0

(…中略…)

1 0. システムに保管される標準的なマテリアル: 本、雑誌、印刷物 (…中略…)

(…中略…)

1 2. 保管されるパートの数

形式	全個数	個数/容器	容器の高さ
1. 本と雑誌	9 5 0, 0 0 0	9 6	1 0 インチ
		6 4	1 2 インチ
		6 4	1 5 インチ

(…中略…)

3. 児童向図書	8, 1 1 5	1 4 0	1 2 及び 1 5 インチ
4. テキスト	1 7, 0 9 5	6 0	1 2 インチ

(…中略…)」 (抄訳文第 1 1 ページ第 2 行ないし第 1 2 ページ第 2 2 行)、

「B. マテリアルフロー (…中略…)

1. (…中略…) AS/RS アイテムの要求が、図書館コンピュータシステム (LCS) になされたとき、オーダー要求入力手順が、6 つの AS/RS ワークステーションの 1 つで開始される。

2. ワークステーションのオペレータは、要求されたアイテムを、自動的に取り出された容器から取り出し、もし、要求されたアイテムがランダム (…中略…) に保管される場合には、ASRS へ返却するアイテムをインプットする。(…中略…)

3. 要求が入力されたときには、(…中略…) アイテムのバーコードナンバー (…中略…) といった情報を含んだスリップが作られる。このスリップに印刷された情報を用いて、オペレータは ETV 配送車上のコンテナの中に、取り出されたアイテムを入れ、この配送車を図書館内の様々な届け先へ送り出す。

4. 通常の要求と返却オペレーションに加えて、LCS と ASRS との間でのアイテムの移送が可能である。(…中略…)

5. ASRS アイテムがサーキュレーションエリアで図書館へ返却されるとき、それらのアイテムは、AS/RS ワークステーションへ返却するため、サイズのカテゴリーごとに (例えば、ランダム保管アイテム) (…中略…)、手動で棚載用台車に事前に格納される。次に、アイテムは、要求が入力されたとき、(…中略…) AS/RS 保管容器に返却される。」 (抄訳文第 1 3 ページ第 4 行ないし第 1 4 ページ第 8 行)、

「C. AS/RS アイテムの識別 (…中略…)

ASRS に保管される全てのアイテムは、各種レベルにおける識別手段として、下記を用いる。(…中略…)

b. バーコードナンバー

バーコードナンバーは、下記のように、1 4 桁の番号のキーフィールドである。

3 0 7 0 0 1 0 1 4 7 4 2 0

(当審注：上記「3」に対して、「ラベルタイプ(アイテムについては、常に「3」)」との表記がある。同様に、「0700」に対して「図書館識別番号(…中略…)」との表記があり、また、「1014742」に対して「連番」との表記があり、「0」に対して「モジュラス10補完的チェック桁」との表記がある。)

1. このバーコードナンバーは、個々のアイテムを一意的に識別するため、LCSシステムによっても、ASRSシステムによっても両方に用いられる。このバーコードナンバーのラベルは、アイテムの内側カバー上に位置する(…中略…)。

c. サイズ/通路コード

サイズコード、または通路コードが、各々のアイテムの上端にマークされる。ランダム保管アイテムは、サイズコード(例えば、A、B、またはC)を有し、一方、不変ロケーションアイテムは、通路コード(…中略…)を有する。サイズ/通路コードは、保管のためAS/RSへ返却する前に、図書館マテリアルを手動で事前仕分けするために用いられる。

d. バーコードの最後の2桁

サイズコード、または通路コードに加えて、アイテムバーコードの最後の2桁が、各々のアイテムの上端にマークされる。これらの2桁は、ASRSオペレータが、マテリアルを容器から出すオーダーをするのを容易にするために提供される。」(抄訳文第14ページ第23行ないし第17ページ第6行)及び

「D. フルの容器とフルのセクターの定義 (…中略…)

2. 最も低いレベルの保管の階層は、セクターである。次に高い保管の階層は、容器である。例えば、複数のセクターが容器を構成する。

3. セクターは、「フル」、「フルでない」、または「空」の3つの状態のうち、1つの状態をとることができる。

4. オペレータが、例えば、キーボードを打って、セクターがフルであるとシステムに宣言したときは、ASRSは、このセクターが「フル」であると判断する。ランダムロケーション保管においては、オペレータによってセクターがフルであると宣言されるまで、ASRSは、返却アイテムを、「フルではない」状態のセクターへ割り当てるようにする。

(…中略…)

7. 容器の全てのセクターがフルであるとき、ASRSは、容器が「フル」であると判断する。この定義によれば、「部分的にフル」の容器は、少なくとも1つの「フルでない」または「空」のセクターを有し、「空」の容器は、容器のセクターが全て空になっている。

8. ランダムロケーション保管においては、ASRSによって、以下の優先規則が用いられる。

a. 「フルでない」セクターは、「空」のセクターよりも高い優先順位を有する。

b. 同じ容器の中の全ての「フルでない」セクターは、同等の優先順位を有する。

c. 「部分的にフル」の容器は、「空」の容器よりも、高い優先順位を有する。

d. 「空」のセクターの数が少ない「部分的にフル」の容器は、「空」のセクターの数が多い「部分的にフル」の容器よりも、高い優先順位を有する。

e. 「空」のセクターの数が同じである「部分的にフル」の容器は、同等の優先順位を有する。

9. 要求されたアイテムがセクターから取り出されたときには、いつでも、要求されたアイテムが取り出される前は、「フル」と宣言されていたとしても、システムは、代替りのランダム保管アイテムを、このセクターへ入れることを許容する。」(抄訳文第17ページ第7行ないし第18ページ第19行)。

ウ) 同じく「2. 03 ソフトウェアの仕様」(抄訳文第18ページ第23

行)の項目中に、次の記載がある。

「A. コントロールシステムの所掌範囲 (…中略…)

2. 機能概要線図 (…中略…)

15頁(注:本翻訳文20頁)の線図CSUN-1は、ASRSの機能性の概要と共にLCSに関して目的とするシステム構成を表す。」(抄訳文第18ページ第24行ないし第19ページ第8行)、

「B. ソフトウェア (…中略…)

1. 本章では、AS/RSコントロールシステム(ASRS)のための機能仕様を記載する。ASRSは、専用のコンピュータシステムであって、(…中略…)その機能は、6つのAS/RSワークステーションにおけるオペレーションコントロール:つまり、オーダーの書き込みを要求、アイテムの返却、アイテムの移送、在庫チェック、及びセキュリティである。このシステムは、図書館のコンピュータシステム(LCS)とインターフェースを取るようになっている。」(抄訳文第22ページ第16ないし25行)、

「C. 要求手順 (…中略…)

1. (…中略…)オンライン公共アクセスカタログ(OLPAC)を用いる利用者は、貸し出しのため、ASRSにロケーションがあるアイテムを要求することができる。全てのASRSアイテム要求は、ASRSターミナルターミナルを通して要求される非LCSアイテムを除いて、LCSを通して生じる。LCSは、借り手のIDナンバーを入力させて、利用者の要求を確認する。(…中略…)確認プロセスが完了すると、アイテム要求のトランザクションが、インターフェースを介して、ASRSへ送信される。

2. オーダー入力手順 (…中略…)

a. LCS要求に対するAS/RSの応答

何れかのAS/RSに関して、確認された利用者のアイテム要求トランザクションを、インターフェースを介して受け取ると、直ちに、AS/RSは、要求されたアイテムを伴う容器の取り出しを自動的に開始する。(…中略…)

3. 要求された容器の配送 (…中略…)

a. 通路端ワークステーション(EAWS)において、中に入った1以上の要求アイテムを伴って容器が配送される。(…中略…)

4. 要求アイテムの選択 (…中略…)

a. EAWSオペレータは、アイテムを識別するため、アイテムナンバーの最後の2桁(各アイテムの上端にマークされている)を用いて、アイテムを容器から取り出す。」(抄訳文第23ページ第9行ないし第25ページ第17行)及び

「D. マテリアル返却手順 (…中略…)

1. EAWSにおける返却アイテムのスキャニング (…中略…)

a. AS/RSへの返却は、アイテムの光学的スキャニングで開始され、(…中略…)ランダムに保管されるアイテムは、サイズグループ(例えば、A、B、またはC)によって分類され、(…中略…)サイズグループは、アイテムナンバーの最後の2桁と共に、アイテムの上端に記載される。(…中略…)

b. 同様なスキャニングによって、インターフェースを介する、LCSへのアイテム返却トランザクションの送信が開始される。(…中略…)

3. ランダムロケーションの割り当て (…中略…)

a. インターフェースを介したアイテム返却トランザクションの送信の開始と共に、同じスキャニング(第2.03.D.1章)によって、現在、EAWSにいる容器に対して、正しいサイズグループのランダムに保管されるアイテムを、アイテムがちょうど取り出された容器セクターに自動的に割り当てることを開始する。(…中略…)

c. オペレータがアイテムを挿入した後、ASRSは、オペレータに容器をその保管ロケーションへ返却するように促す。(…中略…)

e. オペレータのオプションとして、容器が配送されたときに、アイテムを取り出さないで、アイテムをAS/RSへ返却することができる。この場合には、第2.02.D章に記載された優先順位を用いて、収容スペースが利用可能な(フルでない)容器を取り出す。」(抄訳文第28ページ第2行

ないし第29ページ第27行)。

エ) また、甲第1号証の3の原文第58ページの次に、「カリフォルニア州立大学、ノースリッジAS/R S-オビアット図書館の典型的な通路端ワークステーション」が、図面として記載されている。

(2) 甲第2号証の1は、カリフォルニア州の州建築部(以前は、州建築事務所)、ロサンジェルス地域事務所の地域マネージャーであるジャック E ブルースの公証付き陳述書であり、同陳述書には、1988年8月25日にプロジェクト仕様書(甲第2号証の3)に州建築部のスタンプを押し、その日付が、本仕様書2頁右下のコーナーのスタンプによって示され、カリフォルニア州規則集 第24章 第1節 第8条 4-350項に従って、本仕様書が州建築部に提出された時点で公知文献であることが述べられている。

(3) 甲第3号証の1は、プロジェクト仕様書(甲第3号証の3)を作成したエンジニアリング会社レオアダリー社の副社長であるケーニス A ロジャーソンの公証付き陳述書であり、同陳述書には、1989年3月22日に、関心を持つ入札者が本仕様書を入手できるようになったこと、及び入札者には守秘義務が課せられなかったことが述べられている。

(4) 甲第4号証(特開平05-151233号公報)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「図書入出庫管理装置」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア) 「【0001】

【産業上の利用分野】この発明は、例えば大型図書館等において多量の図書の貸し出し及び返却の管理を容易に行なえるようにした図書入出庫管理装置に関する。」(段落【0001】)

イ) 「【0003】そこで、従来では、例えば特公昭61-4723号公報に示されるように、図書を1冊単位で規格化された大きさのケースに収容し、このケースを複数個コンテナに収容してコンテナ単位で自動入出庫させることが考えられている。このように、図書を1冊単位毎に自動でコンテナから取り出しあるいは返却する際にケースに入れることにより、ハンドリングやロケーションの管理が容易になり、個別にて搬送する際にも図書を保護することができる。この場合、各ケースには、バーコードが付されており、どのケースがどのコンテナに収容されているかが全て記憶されている。

【0004】そして、図書の取り出しが要求されると、その図書の入ったケースを収容するコンテナが書庫から自動出庫され、さらにそのコンテナから所望の図書の入ったケースが自動出庫される。すると、図書館員は、自動出庫されたケースから図書を取り出して利用者に渡し、ここに図書の貸し出しが行なわれる。

【0005】また、図書が返却された場合、図書館員は、返却された図書を元のケースに収容し、そのケースを任意の空きのあるコンテナに自動入庫させる。すると、コンテナの入庫時に、そのコンテナに収容された全てのケースのバーコードが読み取られ、ケースの位置(ロケーション)を示す記憶内容が更新されて、ここに図書の返却が行なわれる。

【0006】しかしながら、上記のような従来の入出庫管理システムでは、図書とケースとが1対1に対応しているので、図書が返却される毎に大量の空きケースの中からその図書を収容すべきケースを探さなければならず、作業が非能率的になるという問題が生じている。すなわち、図書の貸し出しには、館内貸し出し(当日貸し出し当日返却)と館外貸し出し(当日貸し出し後日返却)とがあり、貸し出し件数が多いと空ケースも相当数になる。このため、ケースと図書とが常に固定した対応関係にあると、図書が返却された場合その相当数のケースの中から返却された図書に対応するケースを探し出さなければならず作業の効率が悪くなるとともに、多量の空ケースを常時カウンタ付近に保管する必要も生じる。」(段落【0003】ないし

【０００６】)

ウ)「【０００８】

【発明が解決しようとする課題】以上のように、従来の入出庫管理システムでは、図書とケースとの対応関係を保持する必要があり、そのためにせっかく自動化を図りながらも、その利点を十分に活かしきれないという問題を有している。

【０００９】そこで、この発明は上記事情を考慮してなされたもので、図書とケースとの対応関係を固定的なものとせず、返却された図書を任意のケースに收容して書庫に入庫することができ、貸し出し及び返却時の作業を容易化することができる極めて良好な図書入出庫管理装置を提供することを目的とする。

【００１０】

【課題を解決するための手段】この発明に係る図書入出庫管理装置は、識別情報の付された図書と、この図書を收容する識別情報の付された自動搬送用のケースと、このケースを複数收容し得る書庫と、この書庫に收容された図書に対する收容位置情報を含む図書情報を、図書に付された識別情報と該図書が收容されるケースに付された識別情報とを組み合わせた情報とともに記憶する記憶手段と、この記憶手段の記憶内容に基づいて書庫から出庫すべき図書の收容されたケースを自動的に取り出して出庫する自動搬出手段と、書庫に入庫すべき図書に付された識別情報と該図書を收容し得る任意のケースに付された識別情報とを読み取って、該図書に対する新たな図書情報を生成する生成手段と、この生成手段で生成された図書情報に基づいて書庫に入庫すべき図書の收容されたケースを自動的に書庫に入庫する自動搬入手段とを備えるようにしたものである。」(段落【０００８】ないし【００１０】)

エ)「【００１２】

【実施例】(…中略…)図１は、この実施例で説明する図書入出庫管理システムの全体的な構成を示している。すなわち、図中１１は例えば図書館の３階の書庫内に設置された書棚で、複数のコンテナ１２、１２、……が收容されている。これらコンテナ１２、１２、……には、それぞれ複数個のケース１３、１３、……が收容されている。各ケース１３、１３、……には、それぞれ１冊の図書が收容される。また、各ケース１３、１３、……は、規格化された一定の大きさのものが基準となっており、この基準の大きさに対して収納する図書の厚みによって幾種類かの厚みを有するものが用意されている。

【００１３】ここで、上記書棚１１の前面には、レール１４に案内されて走行するスタッカークレーン１５が設置されている。このスタッカークレーン１５は、図書の出庫時に、書棚１１からコンテナ１２を取り出して出庫用ラックステーション１６に移送するとともに、出庫用ラックステーション１６に置かれたコンテナ１２を、書棚１１の元の位置に移送して入庫する動作を行なうものである。また、スタッカークレーン１５は、図書の入庫時に、書棚１１からコンテナ１２を取り出して入庫用ラックステーション１７に移送するとともに、入庫用ラックステーション１７に置かれたコンテナ１２を、書棚１１の元の位置に移送して入庫する動作とを行なうものである。

【００１４】これら出庫用及び入庫用ラックステーション１６、１７に沿って、エンドレスの搬送レール１８が設置されている。この搬送レール１８上には、複数のピックアップ装置１９、１９、……が走行自在に支持されている。これらピックアップ装置１９、１９、……は、出庫用ラックステーション１６に設置されたコンテナ１２から所望のケース１３を取り出し、搬送レール１８上を移動して２階向搬出口２０及び１階向搬出口２１のいずれかに移送する動作と、２階向搬入口２２及び１階向搬入口２３のいずれかに搬送されたケース１３を、入庫用ラックステーション１７に置かれたコンテナ１２の空きスペースに收容する動作とを行なうものである。」(段落

【００１２】ないし【００１４】)

オ)「【0016】さらに、1階向搬出口21に移送されたケース13は、図示しない垂直搬送機を介して図書館の1階に設置されたケース搬入口28に搬送され、搬送コンベア29を介してカウンターステーション30または1階ステーション31に移送される。そして、カウンターステーション30では、図書館員によってケース13から図書が取り出されて利用者への貸し出しに供され、1階ステーション31では、図書館員によってケース13から図書が取り出され利用者に渡されて閲覧に供される。この場合、空ケース13は、カウンターステーション30及び1階ステーション31にそれぞれ保管される。

【0017】また、返却された図書及び閲覧後の図書は、カウンターステーション30及び1階ステーション31で図書館員によってケース13に収容され、搬送コンベア29を介してケース搬出口32に移送された後、図示しない垂直搬送機を介して3階の1階向搬入口23に移送され、出庫と逆の過程によって書棚11へ返却される。

【0018】図2は、上記出庫用ラックステーション16に運ばれたコンテナ12からピッキング装置19にケース13を取り出す状態を示している。すなわち、コンテナ12は、その図中前面及び上面の開放された略箱状に形成されており、それぞれ図書33を収容した複数のケース13、13、……が縦置きに配列されて収容されている。ここで、各ケース13、13、……は、図3に示すように、図中上面の開放された略箱状に形成されており、図書33を完全に覆うように形成されている。そして、各ケース13、13、……及び各図書33には、それぞれバーコード34、35が付されている。(…後略…)」(段落【0016】ないし【0018】)

カ)「【0020】ここで、図4は図1に示した図書入出庫管理システムの制御システムを示している。すなわち、図中39は中央処理装置で、例えばマイクロプロセッサ等を内蔵している。この中央処理装置39には、まず、バスライン40を介して、(…中略…)ファイルアダプタ46を経て図書情報の記憶されたハードディスク47(…中略…)が接続されている。

【0021】また、上記中央処理装置39には、(…中略…)統括制御盤51(…中略…)が接続されている。この統括制御盤51は、…前記スタッカークレーン15、ピッキング装置19、垂直搬送機及び搬送コンベア25、29等の動作を統括的に制御する(…中略…)ものである。」(段落【0020】及び【0021】)

キ)「【0026】上記のような構成となされた図書入出庫管理システムにおいて、以下、その動作を説明する。まず、図6は、図書33の貸し出し動作を説明するためのフローチャートである。すなわち、図書33の貸し出し動作は、利用者が貸し出しを要求する図書33を、カウンターステーション30の図書館員に伝えることから開始(ステップS1)される。すると、カウンターステーション30の図書館員は、ステップS2で、コンソール54を操作して要求された図書33のコードを入力する。

【0027】要求図書33のコードが入力されると、中央処理装置39は、ステップS3で、ハードディスク47に記憶された図書情報から要求図書33が書棚11に在庫しているか否か、つまり現在貸し出し中であるか否かを判別し、判別結果をディスプレイ55に表示する。(…中略…)

【0028】(…中略…)要求図書33が書棚11に在庫している(YES)場合には、中央処理装置39は、ステップS5で、統括制御盤51に要求図書33を書棚11から取り出すための搬出指令を発生する。すると、統括制御盤51の制御によって、(…中略…)各スタッカークレーン15、ピッキング装置19、垂直搬送機65及び搬送コンベア25、29等が動作され、ステップS6で、要求図書33がケース13に収容された状態で書棚11からカウンターステーション30まで搬出されて、カウンターステーション30内に設定された搬入口から図書館員の手元に運ばれる。

【0029】そして、カウンターステーション30の図書館員は、ステップS7で、バーコードリーダ56により搬出されてきたケース13に付されたバーコード34を読み取る。すると、中央処理装置39は、ステップS8

で、読み取られたバーコード34が要求図書33のコードに対応しているかを判別する。(…中略…)

【0030】(…中略…)読み取られたケース13のバーコード34が要求図書33のコードに対応していれば(Y E S)、図書館員は、ステップS11で、バーコードリーダ56により利用者の持つ利用者カードに付されたバーコードを読み取った後、ステップS12で、ケース13から図書33を取り出しバーコードリーダ56によりその図書33に付されたバーコード35を読み取る。すると、中央処理装置39は、ステップS13で、例えばハードディスク47内に設定された図書貸し出しリスト記憶領域に、利用者カードのバーコードデータと貸し出す図書33のバーコード35データとを登録するとともに、その図書33に対してハードディスク47内に記憶されているロケーションやケース13と図書33との対応コード等の図書情報を削除する。

【0031】その後、図書館員は、ステップS14で、図書33と利用者カードとを利用者に渡し、ステップS15で空ケース13を所定場所に保管して、ここに、貸し出し動作が終了(ステップS16)される。

【0032】次に、図7は、図書33の返却動作を説明するためのフローチャートである。すなわち、図書33の返却動作は、利用者が返却する図書33と利用者カードとをカウンターステーション30に持ってくることから開始(ステップS17)される。すると、カウンターステーション30の図書館員は、ステップS18で、利用者の持ってきた図書33と利用者カードとを受け取り、ステップS19で、コンソール54を操作してその図書33のコードを入力する。このコード入力がなされると、中央処理装置39は、ハードディスク47内に設定された図書貸し出しリスト記憶領域から、その図書33の貸し出し登録を削除する。

【0033】そして、図書館員は、ステップS20で利用者カードを利用者に返却した後、ステップS21で、ケース保管場所から返却された図書33を収容するのに相応しい任意のケース13を選んで取り出し、バーコードリーダ56によりそのケース13に付されたバーコード34と図書33に付されたバーコード35とを読み取る。すると、中央処理装置39は、ステップS22で、ケース13から読み取ったバーコード34データと図書33から読み取ったバーコード35データとを組み合わせ、ハードディスク47に格納登録する。

【0034】次に、図書館員は、ステップS23で、図書33をケース13に収容しカウンターステーション30内に設定された搬出口にセットした後、ステップS24で、そのケース13の書棚11内における格納ロケーションを設定しハードディスク47に登録する。すると、中央処理装置39は、ステップS25で、統括制御盤51にケース13を書棚11に返却するための格納指令を発生する。そして、統括制御盤51の制御によって、(…中略…)各スタッカークレーン15、ピッキング装置19、垂直搬送機65及び搬送コンベア25、29等が動作されて、ステップS26で、図書33がケース13に収容された状態で所定のコンテナ12に入れられ書棚11に入庫され、ここに、返却動作が終了(ステップS27)される。」(段落【0026】ないし【0034】)

ク)「【0042】次に、図10は、上記実施例の入出庫管理システムに付加して好適する、コンテナ12単位の入出庫管理システムを示している。すなわち、書棚74からスタッカークレーン75によって出庫されたコンテナ12は、出庫用ラックステーション76、搬送コンベア77、コンテナ搬出口78及び図示しない垂直搬送機を介した後、2階向コンテナ搬入口79及び搬送コンベア80を介して2階ステーション26に搬送されるとともに、1階向コンテナ搬入口81及び搬送コンベア82を介してカウンターステーション30または1階ステーション31に搬送される。

【0043】また、カウンターステーション30または1階ステーション31のコンテナ12は、搬送コンベア83を介して1階向コンテナ搬出口84に搬送され、2階ステーション26のコンテナ12は、搬送コンベア85を介して2階向コンテナ搬出口86に搬送される。そして、1階向コン

テナ搬出口 8 4 または 2 階向コンテナ搬出口 8 6 に搬送されたコンテナ 1 2 は、図示しない垂直搬送機を介して 3 階のコンテナ搬入口 8 7 に移送され、搬送コンベア 8 8 を介して入庫用ラックステーション 8 9 に移送された後、スタッカークレーン 7 5 により書棚 7 4 に入庫される。」。（段落【0042】及び【0043】）

ケ）上記記載事項エ）並びに【図 1】及び【図 10】から、「書庫」は書棚 1 1 を有し、当該書棚 1 1 が複数の棚領域を構成することが分かる。

コ）上記記載事項エ）並びに【図 1】及び【図 10】から、「コンテナ 1 2」は、書庫の各領域に収容された複数の図書を、その搬送に際して収容することが分かる。

サ）上記記載事項キ）及びク）並びに【図 1】ないし【図 10】から、「中央処理装置 3 9」は、貸し出しが要求された図書を書庫から取り出すための制御を行い、また、返却が要求された図書の返却制御を行うものであるから、搬送手段を構成する「スタッカークレーン 7 5、搬送コンベア 7 7、搬送コンベア 8 0、搬送コンベア 8 2」は、貸し出しが要求された場合に、貸し出しが要求された図書を収容するコンテナを書庫から取り出してステーションに搬送するとともに、返却が要求された場合に所望のコンテナを書庫から取り出してステーションに搬送することが分かる。

シ）上記記載事項キ）及びク）並びに【図 1】ないし【図 10】から、「中央処理装置 3 9」は、貸し出しが要求された図書を取り出すための制御を行い、また、返却が要求された図書の返却制御を行っており、返却が要求された際にも、ケース 1 3 から読み取ったバーコード 3 4 データと図書 3 3 から読み取ったバーコード 3 5 データを読み取って、格納登録するとともに、さらに、そのケース 1 3 の書棚 1 1 内における格納ロケーションをハードディスク 4 7 に登録することで、中央処理装置 3 9 は、統括制御盤 5 1 にケース 1 3 を書棚 1 1 に返却するための格納指令を発生することで複数のコンテナの中から所望のコンテナを書庫から取り出してステーションに搬送していることが分かる。

また、ケース 1 3 の書棚 1 1 内における格納ロケーションは、書棚 1 1 内における格納位置を示すものであって、ケース 1 3 の書棚 1 1 内における格納ロケーションをハードディスク 4 7 に登録する前に、ケース 1 3 から読み取ったバーコード 3 4 データとともに図書 3 3 から読み取ったバーコード 3 5 データを読み取って、格納登録していることから、結果として図書 3 3 から読み取ったバーコード 3 5 データがケース 1 3 から読み取ったバーコード 3 4 データとともに格納ロケーションと対応して登録されることでコンテナの格納位置が決定しており、この格納ロケーションに対応するコンテナが格納指令として指定されて書庫から取り出されてステーションに搬送されているといえるから、返却が要求された図書 3 3 から読み取ったバーコード 3 5 データがケース 1 3 から読み取ったバーコード 3 4 データとともに入力及び格納登録され、ケース 1 3 から読み取ったバーコード 3 4 データと格納ロケーションとが対応して登録されることにより、複数の前記コンテナの中から所望のコンテナが格納指令として指定されて書庫から取り出されてステーションに搬送されていることが分かる。

ス）上記記載事項キ）及びク）並びに【図 1】ないし【図 10】から、要求図書 3 3 に対する格納ロケーションや各コンテナ 1 2 に収容されたケースと図書のデータを対応させて記憶していた前記ハードディスクの記憶内容を削除し、または、前記返却図書を収容したケース 1 3 の書棚 1 1 内における格納ロケーションをハードディスク 4 7 へ新たに記憶させることにより、前記ハードディスクの記憶内容を更新する手段を有することが分かる。

したがって、上記記載事項ア）ないしク）及び上記ケ）ないしス）並びに前提となる従来技術、【図 1】ないし【図 9】の実施例及び【図 10】の実

施例の記載事項らを総合すると、甲第4号証には、次の発明（以下、「甲4発明」という。）が記載されていると認められる。

（甲4発明）

「書棚11を有する書庫と、書庫内に設置された書棚11に複数の図書33をケース13とともに収容する複数のコンテナ12と、この複数のコンテナ内の図書33の前記書庫内における格納ロケーションと、各コンテナ12に収容された複数の図書に付されたバーコード35のデータとをケース13のデータとともに対応させて記憶するハードディスク47と、貸し出しが要求された図書33のコードを入力することにより、前記ハードディスク47の記憶内容に基づいて、該要求図書33がケース13とともに収容されているコンテナ12を前記書庫から取り出してステーション（例えば、図10の26、30、31）にスタッカークレーン75、搬送コンベア77、搬送コンベア80、搬送コンベア82により搬送するとともに、返却が要求された際に複数の前記コンテナの中から所望のコンテナを書庫から取り出してステーションに搬送し、返却が要求された図書に付されたバーコード35のデータとを任意のケース13のデータとともに入力することにより、前記返却図書がケース13とともに収容されたコンテナを書棚11内における格納ロケーションにスタッカークレーン75、搬送コンベア77、搬送コンベア80、搬送コンベア82により搬送する手段と、この搬送する手段により前記ステーションに搬送されて、前記要求図書33に対する格納ロケーションや各コンテナ12に収容されたケースと図書のデータを対応させて記憶していた前記ハードディスクの記憶内容を削除し、または、前記返却図書を収容したケース13の書棚11内における格納ロケーションをハードディスク47へ新たに記憶させることにより、前記ハードディスクの記憶内容を更新する手段とを具備する図書入出庫管理装置。」

なお、答弁書、被請求人提出の口頭審理陳述要領書、平成23年11月24日付け被請求人提出の上申書及び平成25年2月19日付け被請求人提出の上申書において、被請求人は甲4発明の認定の誤りについて主張しているが、前記ア）ないしク）において摘記した事項、上記ケ）ないしス）において分かるとした事項並びに前提となる従来技術、【図1】ないし【図9】の実施例及び【図10】の実施例の記載事項らを総合して、甲4発明は上記のとおり認定したものであって、この認定に誤りはない。

（5）甲第5号証（特開昭49-080780号公報）は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「載荷パレット搬入搬出方法」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア）「また載荷パレットの搬出を行なう場合は、まず第9図に示すように、伸縮フオーク3を伸長したのち荷台7と共に上昇移動することにより、前部棚空間4A内の載荷パレット1Aを伸縮フオーク3に載置して伸縮フオーク3を短縮し、次いで棚積リフト2を移動して、載荷パレット1Aを所定の場所に向かつて搬送する。

次に棚積リフトを再び元の前部棚空間4Aに対向する位置に戻して、伸縮フオーク3を伸長したのち上昇または下降移動することにより、伸縮フオーク3の先端部にある保持部5を載荷パレット1Bの前部にある係合部6に嵌合連結し、次いで第10図に示すように、伸縮フオーク3を短縮することにより載荷パレット1Bを前方に牽引して前部棚空間4Aのパレット支持台8Aに載置し、次に伸縮フオーク3を上昇または下降移動して、伸縮フオーク3における保持部5を載荷パレット1Bにおける係止部6から外したのち、第11図に示すように、伸縮フオーク3を載荷パレット1Bの下方において伸長し、次いで伸縮フオーク3を荷台7と共に上昇移動して載荷パレット1Bを伸縮フオーク3に載置し、続いて伸縮フオーク3を短縮したのち棚積リフト2を移動して、載荷パレット1Bを所定の場所に向かつて搬送する。」（第2ページ左下欄第7行ないし右下欄第10行）

イ）「前後2重棚における前部棚空間4Aおよび後部棚空間4Bに対して、

載荷パレット1 A, 1 Bの搬入および搬出を容易に行なうことができ、したがってリフト通路の両側にある多段積層棚の間隔をほとんど拡大することなく、多段積層棚の奥行寸法を倍増させて荷物の収容量をも倍増させることができるので、倉庫や工場等のスペースを有効に利用できる効果が得られる。」（第3ページ右上欄第5ないし12行）

（6）甲第6号証（特開昭50-008270号公報）は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「載荷パレット搬出方法」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア）「また載荷パレットの搬出を行なう場合は、まず第10図に示すように、伸縮フォーク4を伸長したのち荷台8と共に上昇移動することにより、前部棚空間1 A内の載荷パレット2 Aを伸縮フォーク4に載置したのち、伸縮フォーク4を短縮し、次いで棚積リフト3を移動して、載荷パレット2 Aを所定の場所に向かつて搬送する。

次に棚積リフトを再び元の前部棚空間1 Aに対向する位置に戻したのち、伸縮フォーク4を伸長してその端部をパレット5内に挿入し、次いで前記横移動装置9により各伸縮フォーク4を互いに離反する方向に横移動して、第11図に示すように、各上段フォーク4 Aの端部外側面にある保持部材6を、パレット5の両側枠11の前端側内面にある係合部材7に嵌合係止する。次に第12図に示すように、伸縮フォーク4を短縮することにより載荷パレット2 Bを前方に牽引して前部棚空間1 Aのパレット支持台13 Aに載置し、続いて各伸縮フォーク4を互いに接近する方向に横移動して、伸縮フォーク4における保持部材6をパレット5における前記係止部材7から外したのち、第13図に示すように、伸縮フォーク4を載荷パレット2 Bの下方において伸長し、次いで伸縮フォーク4を荷台8と共に上昇移動して載荷パレット2 Bを伸縮フォーク4に載置し、続いて伸縮フォーク4を短縮したのち棚積リフト3を移動して、載荷パレット2 Bを所定の場所に向かつて搬送する。」（第2ページ右上欄第5行ないし左下欄第12行）

（7）甲第7号証（特開昭49-134075号公報）は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「ダブルフォーク付スタッカークレーンの後方荷取出し方法」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア）「第1図において、（1）は倉庫の壁、（2）はクレーン移動用のレールである。（3）はクレーンで、2式のフォーク（A）（B）を備えている。（4-1）（4-2）（4-3）（4-4）は棚で、この棚の上に前方荷（5）、後方荷（6）が載置されている。（7）はホームポジションで、ローラーコンペア（8）が設けられていて自動搬出入可能となつている。第2図において最初クレーンを目的棚の位置決めをAフォークと合わせておき、不必要な前方荷（5）をAフォークに収納した後クレーンを移動させて、今度はBフォークと位置合わせをし目標の後方荷（6）をBフォークに収納し再度クレーンを最初の位置に戻しAフォーク上の荷を棚の前方に納めてクレーンは原点へ行き後方荷（6）を渡すのである。」（第1ページ右下欄第6ないし20行）

（8）甲第8号証（特開昭57-072503号公報）は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「スタッカークレーンの制御方式」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア）「第3図に示すように、フォークを複数とし、棚は均一の形状にユニット化されると共に各スタッカークレーンに対し2つのステーションが割当てられる。スタッカークレーン3は指定された第1の棚よりパレットをピックアップし、第2の棚へドロップする。ここで特徴とされるのは図の如くフォークが複数パレット分伸縮するマルチリーチフォーク（MRF）5であり、かつフォークを複数有することである。

第4図はマルチリーチフォーク5の動作説明図を示したものであり、本例ではダブルリーチとしている。ピックアップ動作時スタッカークレーン3は所定棚の段、連（ここで段とは床から天上への、連はPPS2よりスタッカークレーン3の走行ライン方向への、列はスタッカークレーン3の走行方向と直

角に交わる方向の座標を指す)まで走行して停止する。その後MRF5が所定のパレット位置まで伸びこれをピックしてスタッカークレーン3内に取り込む。ドロップ動作はこれと逆に所定の棚まで走行後ドロップする。以上の説明で明らかな様にいずれの場合も当然手前の列に物品6を載せたパレット7があつてはならないが、本発明ではMRF5を複数持っているため、あらかじめ手前の列のパレット7をピックしておくことが可能となる。」(第3ページ左上欄第2行ないし右上欄第6行)

イ)「フオークモーメント荷重の制約からダブルリーチでかつフオーク数2本が最も実用的であるが本方式では(…中略…)一方をダブルリーチフオークとし、他方をシングルリーチフオークとするのが最も良い。」(第3ページ右上欄第8行ないし14行)

ウ)「第5図及び第6図(a),(b),(c),(d)はスタッカークレーン3とMRF5の出庫時における動作説明図である。ここでは物品AとCの出庫を行なうものとし、また総ての棚にパレットが存在する棚固定ロケーション方式とする。まず第1にスタッカークレーン3はシングルリーチフオーク用キャレツジ8が物品Aの棚の段、連の前になる様に走行して停止する。その後シングルフオーク3(当審注:シングルフオーク4の誤記であると認める。)が物品Aの手前の棚に入っている物品Bのパレット6をピックしてシングルフオーク用キャレツジ8内に取り込む。第2にスタッカークレーン3はダブルリーチフオーク用キャレツジ9が物品Aの段、連の前となる様に走行して停止する。その後MRF5が物品Aが乗っているパレット6をピックしてダブルフオーク用キャレツジ9内に取り込む。第3にシングルフオーク用キャレツジ8が物品Bの段、連の前となる様に走行して停止する。その後シングルフオーク4が物品Bをキャレツジ8内からもとの棚にもどす。第4にキャレツジ8が物品Cの段、連の前となる様に走行して停止する。その後シングルフオーク4が物品Cが乗っているパレット6をピックしキャレツジ8内に取り込む。」(第3ページ右上欄第15行ないし左下欄第16行)

(9) 甲第9号証(特開昭56-056402号公報)は、本件出願前に頒布された刊行物であつて、「棚に対する荷役方法および装置」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「手前側に荷3が存在する場合には、第1図、第4図のブロック10の如く、シングルリーチ式フオーク4で荷3をすくい取って荷3をシングルリーチ式フオーク4に載せたまま昇降体6a上に収納し、一時保管する。次にスタッカークレーン6を第1図から第2図の如く、一区画だけ水平A矢印方向に走行移動させてダブルリーチ式フオーク5を荷2を収納した棚区画に位置合せする。その後、ダブルリーチ式フオーク5を伸ばして荷2をすくい取って昇降体6a上に収納する。次に、手前側に荷3があつたかを判断し、有ったならば、シングル式フオーク4を元の棚区画へスタッカークレーン6が一区画分だけ水平B矢印方向へ走行移動して位置合せする。その後、シングルリーチ式フオーク4を伸ばして荷3を手前の棚区画にすくい卸し、荷2だけをスタッカークレーン6が出庫口へ運ぶ。」(第3ページ左上欄第10行ないし右上欄第6行)

(10) 甲第10号証(実願昭47-112063号(実開昭49-067379号)のマイクロフィルム)は本件出願前に頒布された刊行物であつて、「倉庫設備」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「このように荷受渡し具(13)を、該荷受渡し具(13)の荷載置面長さ(1)の整数倍において出退移動させて、該載置面長さ(1)に対して2倍またはその整数倍に構成した荷受部(17A)(17B)に対応させることにより、該荷受渡し具(13)をして1つの区画収納空間(2)に対して複数の荷(12)の取扱いが行えるのであるが、このとき先行して収納させた荷受部(17B)上の荷(12)は、後続して収納させた荷受部

(17A)上の荷(12)を取り出したのち初めて取出しが可能となる。」

(第5ページ第4ないし12行)

(11) 甲第11号証(実願平03-045857号(実開平05-019210号)のCD-ROM)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「2パレット格納式倉庫」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「【0003】そして、格納棚4の奥行側の被格納物Xを出庫して、手前側の被格納物Xをそのまま残す必要がある場合には、「空」の格納棚4が存在していることを前提として出庫が行なわれる。例えば、ワーク搬送手段3を作動させてそのフォーク部3aを、手前側の被格納物X(非対象物B)のパレットに差し込んで引き出し、非対象物Bを図2に破線及び矢印で示すように、「空」の格納棚4(空棚C)に移し替えておき、次いで、ワーク搬送手段3の作動によって奥行側の被格納物X(対象物A)を、図2の実線の矢印で示すように、引き出して出庫する手順によって実施される。」(段落【0003】)

(12) 甲第15号証(LIBRARY HI TEC、Consecutive Issue 20; Vol. 5, No. 4 Winter 1987年、表紙、目次、第13ないし22ページ掲載の論文のコピー、及びその抄訳文)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「図書館の要請に適用された産業用保管技術」に関し、次の事項が記載されている。

ア)「図書館は、自動保管取り出しシステム中の図書の配置を指定することができるが、一方、コンピュータが各々のアイテムのロケーションを把握しているので、そのようなことを行う必要がない。事実、各々のアイテムの高さ、及び各々のアイテムの識別番号が、自動保管取り出しシステムに收容されるマテリアルについて、自動保管取り出しシステムが必要とする唯一の情報である。」(抄訳文第2ページ第8ないし13行)

(13) 甲第16号証(特開平03-264396号公報)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「貸出管理システム」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「次に、第6図を用いてこの貸出し管理システムの動作について説明する。まず、第6図の手順(20)の貸出し処理において第7図のバーコードリーダ(3)で該当図書(1)にバーコード(2)で表示された図書番号を読み取る。次に手順(21)で第1図のCPU(6)の指示によりこの図書番号に対応する図書管理データ例えば(8a)を図書管理データファイル(8)から取り出す。次に手順(22)でキーボード(7)から借用者の識別コード例えば「9008999」を入力する。次に手順(23)で図書管理データ(8a)の「貸出先」欄(8a7)に前記識別コード例えば「9008999」を格納する。同時に、このシステムから自動的に付与された「貸出年月日」データを欄(8a8)および欄(8a10)に、また「貸出回数」の累計を欄(8a9)に格納する。

以上で貸出し処理を完了する。

つぎに検索処理においては、第6図の手順(30)で検索条件をバーコードリーダ(3)あるいはキーボード(7)から入力する。次に手順(31)で前記検索条件に合致する図書管理データ(8a)、(8b)、(8c)等を図書管理データファイル(8)から取り出す。」(第2ページ左下欄第11行ないし右下欄第12行)

(14) 甲第17号証(実願昭63-150289号(実開平02-072225号)のマイクロフィルム)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「自動図書返却装置」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「第6図～第8図は本出願人が昭和63年8月30日に出願した自動図書返却装置を示すもので、(1)は図書(2)の裏表紙の下部に貼着したバーコードで、このバーコード(1)は、A4判、B5判等の図書(2)の規格に関する種

類を示す作用を営む。

次に第6図(b)は自動図書返却装置の全体を示すもので、(3)は図書館の雨の掛からない玄関等に設置した受付け台で、この受付け台(3)は、その正面に図書(2)を受取る返却口(3a)を備え、この返却口(3a)の近傍部には、図書(2)を返却口(3a)に挿入する際には裏表紙を下に向けるべき旨の注意書(3b)を取着している。

(4)は返却口(3a)に受取られた図書(2)を図書館内に水平に搬送する第一の搬送機構で、この第一の搬送機構(4)は、第1コンベヤ(41)および第2コンベヤ(42)からなり、返却口(3a)に取着されたスイッチ(図示せず)が図書(2)の挿入でONされることにより作動するようになっている。そしてこれら第1、第2コンベヤ(41)、(42)の間には、バーコード読み取り機構(5)を介在配置し、このバーコード読み取り機構(5)が搬送されてくる図書(2)のバーコード(1)を読み取って後述する第二の搬送機構

(7)を作動させ、該バーコード(1)の示す図書(2)の種類に応じた一の収納箱(6)を同図に示すように第一搬送機構(4)下流端の前方に択一的に搬送配置させる作用を営む(同図においては、符号(62)の収納箱が配置されている)。然して、後述する収納箱(6)は、各々種類を同じくする図書

(2)のみを原則として収納することとなる。そしてまた同読み取り機構(5)は、読み取ったバーコード(1)の内容を情報処理装置(図示せず)に出力して情報処理装置に接続された図示しないプリンタに貸出し図書の返却の確認等をなさしめる作用を営む。」(第2ページ第17行ないし第4ページ第10行)

(15) 甲第18号証(特開平02-070603号)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「貯蔵所の管理及び装置」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「実際前記本発明の方法は、物体がその寸法及び貯蔵所で利用しうる貯蔵容量の関数として貯蔵されることで特徴付けられる。

前記の物体は、その寸法を考慮して入りうる「最初の」空き場所に貯蔵される。

本発明の方法によれば、各貯蔵所毎に物体が貯蔵された位置及びまだ利用しうる貯蔵容量の位置及び寸法が記録される。

従って貯蔵所内で物体を探し及び／又は貯蔵所に他の物体を貯蔵するのに必要な情報は何時でも利用可能である。」(第2ページ左下欄第9行ないし19行)

イ)「物体を貯蔵所内へ搬入するには、コンピュータは物体を特定し、その寸法及び貯蔵所の充满についてのデータを得た後に、物体を貯蔵しうる様々な場所を突き止める。」(第3ページ右上欄第10行ないし13行)

ウ)「以下本発明の方法を、書籍が貯蔵、取出し及び配置される図書館を例として説明する。

前記書籍は、1冊ずつ容器内に入れられて貯蔵されるのが好ましい。前記容器は容器ユニット内に貯蔵され、図書館はかかる貯蔵ユニットの集合からなる。

書籍が貯蔵される貯蔵ユニット及び前記貯蔵ユニット内での書籍の位置は分かっているから、各書籍の位置も分かる。この位置は異なる種類のリファレンスで定められるが、どのリファレンスからも独立に、貯蔵ユニット内での書籍の一連番号で定められる。この一連番号はユニットの底部又は前部から決定されるようにできる。」(第3ページ左下欄第13行ないし右下欄第5行)、

エ)「一貯蔵所の充满、物体の寸法及び前記貯蔵所内での物体の位置に関するデータを記憶し、前記物体の取出し及び貯蔵を行なうよう前記ロボット及び前記移送手段を制御するデータ処理手段とからなるのが有利である。」

(第4ページ右下欄第8ないし12行)

(16) 甲第20号証(特開昭59-182103号)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「入庫棚の検索方式」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア) 「2. 特許請求の範囲

入力装置と、処理装置と、制限重量及び容積で定まる所定の許容容最を有する複数の棚とを備え、体積又は重量の少くとも何れか一方が異なる複数の物品を該棚に格納する入庫管理システムにおいて、前記複数種の物品毎に前記棚の許容容量未満となる最大格納許容数を算出する手段と(…中略…)ことを特徴とする入庫棚の検索方式。」(第1ページ左下欄第4行ないし第17行の「特許請求の範囲」)

(17) 甲第21号証(特開平04-256607号)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「自動倉庫装置」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア) 「【0001】

【産業上の利用分野】本発明は、棚に沿って水平に走行可能な荷移載装置付き自走台車の走行経路が上下複数段に設けられ、前記走行経路の端に隣接して、前記各段走行経路上の前記自走台車との間で荷を受渡しする荷搬入搬出用昇降装置が設けられた自動倉庫装置に関するものである。」(段落【0001】)

イ) 「【0005】

【実施例】以下、本発明の一実施例を添付の例示図に基づいて説明すると、図1及び図2に於いて、1A、1Bは間隔を隔てて立設された立本棚であり、夫々上下方向4段の大横巾荷収納区画2を備えた下側ゾーン3と、上下方向3段の小横巾荷収納区画4を備えた上側ゾーン5とを備えている。6A～6Dは、立体棚1A、1Bの下側ゾーン3に於ける大横巾荷収納区画2の各段に対応して立体棚1A、1B間に設定された上下方向4段の自走台車走行経路であって、各走行経路6A～6Dには、大横巾荷WLを搬送する自走台車7が左右一対のガイドレール8を介して支持されている。9A～9Cは、立体棚1A、1Bの上側ゾーン5に於ける小横巾荷収納区画4の各段に対応して、立体棚1A、1B間に設定された上下方向3段の自走台車走行経路であって、各走行経路9A～9Cには、小横巾荷WSを搬送する自走台車10が左右一対のガイドレール11を介して支持されている。」(段落【0005】)

ウ) 「【0016】更に、大横巾荷WLと小横巾荷WSの両者に兼用の昇降装置及びコンベヤを配設することも出来る。(…後略…)」(段落【0016】。)

(18) 甲第22号証(実願昭63-58087号(実開平1-162410号)のマイクロフィルム)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「自動保管検索装置およびその棚構造」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア) 「この考案は、倉庫などにおける物品の収納保管および検索取出しを自動的に行えるようにした自動保管検索装置およびその棚構造に関する。」(第2ページ第2ないし4行)

イ) 「第11図は、その自動保管検索装置の概略構成を示す正面図であって、収納エリア1は、幅寸法の広い広幅棚2が配列されたエリア1aと幅寸法の狭い狭幅棚3が配列されたエリア1bとからなっている。収納エリア1の前方は、その収納エリア1の棚開放側に沿って移動自在にコラム4が設けられ、そのコラム4には昇降自在に支持台5が設けられている。そして、この支持台5上には各棚2、3との間でコンテナ6、7の出し入れを行う図示しないピッカーが設けられており、広幅棚2はこれに対応する幅寸法の広いコンテナ6の収納場所に専用し、また狭幅棚3はこれに対応する幅寸法の狭いコンテナ7の収納場所に専用するように構成されている」。(第2ページ

第 1 1 行ないし第 3 ページ第 4 行)

(19) 甲第 2 3 号証(実公昭 5 4-0 0 1 7 5 0 号公報)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「格納棚に貯蔵容器を自動的に出し入れする装置における貯蔵容器搬送機構」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「本考案は、書類、書籍あるいは機械部品等を収容した多数の貯蔵容器を格納棚に格納したり、あるいは格納棚から所望の貯蔵容器を所定位置まで取り出したりする作業を、自動的に遂行するようにした装置(以下この装置を自動貯蔵装置と呼ぶ)に係り、特に貯蔵容器を格納棚から引き出したり格納棚に押し込んだりするための貯蔵容器搬送機構に関するものである。

多数の書類、書籍、あるいは部品等の品物を貯蔵する場合、そのうちの ある品物が欲しいとき、その品物の在る場所迄人間が行つて、その品物を取り出して来るような、貯蔵方法は、非能率でもあり、また不経済でもある。」

(第 1 ページ第 1 欄第 3 2 行ないし第 2 欄第 7 行)

(20) 甲第 2 4 号証(実公昭 5 4-0 0 1 7 5 1 号公報)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「格納棚に貯蔵容器を自動的に出し入れする装置における貯蔵容器搬送機構」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「本考案は、書類、書籍あるいは機械部品等を収容した多数の貯蔵容器を格納棚に格納したり、あるいは格納棚から所望の貯蔵容器を所定位置まで取り出したりする作業を、自動的に遂行するようにした装置(以下この装置を自動貯蔵装置と呼ぶ)に係り、特に貯蔵容器を格納棚から引き出したり格納棚に押し込んだりするための貯蔵容器搬送機構に関するものである。

多数の書類、書籍、あるいは部品等の品物を貯蔵する場合、そのうちの ある品物が欲しいとき、その品物の在る場所まで人間が行つて、その品物を取り出して来るような貯蔵方法は、非能率でもあり、また不経済でもある。」

(第 1 ページ第 1 欄第 3 5 行ないし第 2 欄第 1 0 行)

(21) 甲第 2 5 号証(特開昭 5 4-0 0 7 7 4 1 号公報)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「書庫」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「本発明は書庫、特に開架形式の書庫に関するものである。」(第 1 ページ右下欄第 4 及び 5 行)

イ)「この本立て出し入れ装置(13)は、従来の自動倉庫に用いられている各種のパレット乃至コンテナ出し入れ装置の内から任意のものを応用すれば良い。」(第 2 ページ左上欄第 9 行ないし 1 2 行)

(22) 甲第 2 6 号証(特開昭 5 4-0 0 7 7 4 2 号公報)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「書籍等の格納庫」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「本発明は開架式書庫や部品格納庫等に好適な格納庫を提供せんとするものである。」(第 1 ページ左下欄第 1 7 及び 1 8 行)

イ)「本発明は以上のように実施し得るものであり、かかる本発明の格納庫によれば、閉架式書庫における書籍搬出入やその他の小物格納庫における物品搬出入等を自動化する事ができるのであるが、特に本発明の構成においては、搬送機上に支持されている状態の容器に対して直接被搬送物を出し入れし得るように構成したので、特別な周辺搬送装置が不要であり、安価且つコンパクトに構成し得ると共に、搬出入に要する時間を短縮して稼働効率を高め得る。」(第 2 ページ左下欄第 8 行ないし 1 7 行)

(23) 甲第 2 7 号証(特開昭 5 6-1 4 9 9 0 4 号公報)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「物品の個別入出庫装置」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「本発明は図書や書籍など小さな単位で出し入れする物品のための自動保管庫で、出し入れの頻度が多いところに採用して効果があるものに係る。従来、自動保管庫として格子状に仕切られた書架にコンテナを格納し、書架に沿って走るスタッカによりコンテナ単位で出し入れするシステムがある。」(第1ページ右下欄第4ないし10行)

(24) 甲第28号証(特開昭59-172306号公報)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「自動倉庫用入出庫クレーン」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「本発明は、自動倉庫に用いられる入出庫クレーンに関するものであって小幅の荷と、大幅の荷の何れでも左右一対のガイドにより案内させ乍ら安全良好に移載させることが出来、しかも従来のように荷の幅に応じて間隔を変更する可動式ガイドを必要としない構造簡単な自動倉庫用入出庫クレーンを提供するものである。

以下、本発明の一実施例を添付の例示図に基づいて説明すると、1は自動倉庫用入出庫クレーンの一定走行経路脇に立設された棚であって、大幅の荷2を収容する区画3と小幅の荷4を収納する区画5とを有し、各区画3、5は、夫々前後一対の支柱6間に架設された左右一対の荷受具7a、7bと、後側の支柱6に取付けられた左右一対のストッパー8a、8bとを備えている。前記入出庫クレーンは、支柱9に昇降可能に支持されたキャレッジ10を備え、このキャレッジ10上には、前記棚1の収納区画3、5に対して遠近方向に移動可能で且つ昇降自在な荷押し引き移載手段11が設けられ、更にこの移載手段11の移動経路の左右両側に小幅の荷4を支持する左右一対の下側支持面12と、この下側支持面12よりも高い位置に於て大幅の荷2を支持する左右一対の上側支持面13と、上下両支持面12、13間に位置し且つ小幅の荷4の左右両側を案内する左右一対の下側ガイド14と、上側支持面13よりも高い位置にあって且つ大幅の荷2の左右両側を案内する左右一対の上側ガイド15とが設けられている。尚、前記移載手段11は周知のものであるから、その支持構造と駆動構造の図示及び説明は省略するが、この実施例では、前後一対の係止片16a、16bの内、図示棚1側に位置する係止片16aのみが使用される。」(第1ページ左下欄第17行ないし第2ページ左上欄第9行)

イ) 第1図には、大幅の荷2を収容する区画3と小幅の荷4を収納する区画5は、各荷に対してその幅だけでなく高さがそれぞれ異なることが示されていることが分かる。

(25) 甲第29号証(実願昭58-161944号(実開昭60-072405号)のマイクロフィルム)は、本件出願前に頒布された刊行物であって、「幅寸法の異なる容器を扱う自動倉庫の搬送台」に関し、図面とともに次の事項が記載されている。

ア)「各種の部品を自動倉庫に格納する場合には、それらの部品を容器に収納するのが普通である。その際、様々な寸法の部品を同一寸法の容器に収納するのでは、ある容器は満杯であっても、ある容器は空間が多いという状態が生じ、したがって倉庫全体のスペース効率が悪化してしまう。この欠点は、扱う部品の形状や寸法に応じて、幅寸法の異なる大小二種類の容器を使い分けるとともに、倉庫内の格納棚を大容器専用の部分と小容器専用の部分とに分けることで、或る程度解消できる。」(第1ページ最下行ないし第2ページ9行)

イ)「第1図は本考案による搬送台を用いた自動倉庫の概略構成を示している。棚装置1は多数の幅広格納棚2と多数の幅狭格納棚3とを有している。この棚装置1の前方には左右方向4で移動させられるコラム5が設けられている。コラム5には上下方向6で移動させられる搬送台7が備えられている。かくして搬送台7は格納棚2、3の前面に沿って上下左右に移動し、そして棚装置1やコラム5に設けたマークを読み取ることで所望の格納棚に対応した位置に停止し、その格納棚に対し容器8又は9の出し入れを行なう。

ここで容器 8 は幅広格納棚 2 に格納される幅広容器であり、一方、容器 9 は幅狭格納棚 3 に格納される幅狭容器である。」（第 4 ページ第 10 行ないし第 5 ページ第 3 行）

6-2. 甲第 1 号証の 3（甲第 2 号証の 3 又は甲第 3 号証の 3 と内容が同じなので、以下、これらを、単に「甲第 1 号証の 3 ら」という。）が、本件の特許出願前に頒布された刊行物といえるか否かについて

上記 3. 被請求人の主張概要イ）でも示したように、被請求人は、甲第 1 号証の 3 らのプロジェクト仕様書が、本件の特許出願前に頒布された刊行物といえるか否かについて不知としているので、以下、この点について検討する。

甲第 1 号証の 1 は、図書館プロジェクトマネージャーであったダグラス A デービスの公証付き陳述書であり、同陳述書には、プロジェクト仕様書（甲第 1 号証の 3 ら）が 1989 年 3 月 22 日の時点で、いかなる公衆も同仕様書のコピーを入手することができたことが述べられている。

そして、甲第 2 号証の 1 は、カリフォルニア州の州建築部（以前は、州建築事務所）、ロサンジェルス地域事務所の地域マネージャーであるジャック

E ブルースの公証付き陳述書であり、同陳述書には、1988 年 8 月 25 日にプロジェクト仕様書（甲第 2 号証の 3）に州建築部のスタンプを押し、その日付が、本仕様書第 2 ページ右下のコーナーのスタンプによって示されているとともに、カリフォルニア州規則集 第 24 章 第 1 節 第 8 条 4-350 項の規定に基づいて、本仕様書が州建築部に提出された時点で公知文献であることが述べられている。

また、甲第 3 号証の 1 は、プロジェクト仕様書（甲第 3 号証の 3）を作成したエンジニアリング会社レオアダリー社の副社長であるケーニス A ロジャーソンの公証付き陳述書であり、同陳述書には、1989 年 3 月 22 日に、関心を持つ入札者が本仕様書を入手できるようになったこと、及び入札者には守秘義務が課せられなかったことが述べられている。

さらに、甲第 1 号証の 2（又は甲第 3 号証の 2。内容が同じなので以下、「甲第 1 号証の 2」という。）は、上記陳述書に添付された、カリフォルニア州立大学管理者の CONTRACTOR（請負業者）への通知であって、該通知には、上記プロジェクト仕様書が 1989 年 3 月 22 日以降、所要の保証金を払った後、カリフォルニア州立大学ノースリッジ校で入手することができるが、良好な状態で仕様書が返却された場合には保証金が大学から返却されることと併せて記載されている。

そうすると、上記甲第 1 号証の 1、甲第 2 号証の 1、甲第 3 号証の 1 及び甲第 1 号証の 2 によれば、甲第 1 号証の 3 らのプロジェクト仕様書は、その原本自体が公開されて公衆の自由な閲覧に供され、かつ、その複写物が公衆からの要求に即応して遅滞なく交付される状況が整っていたということが推認でき、このような状況にあれば公衆からの要求をまってその都度原本から複写することができたということが推認できるから、甲第 1 号証の 3 らは、少なくとも当該仕様書が州建築部に提出された日より以降の 1989 年 3 月 22 日に、いいかえれば、本件の特許出願日（平成 6 年 4 月 20 日）より前の時点で頒布された刊行物であったといえることができる。

同様の判断が、同様の証拠に対して、無効 2005-80272 号の審決文（参考資料とした甲第 13 号証参照。）及び平成 18 年（行ケ）第 10546 号の判決文（参考資料とした甲第 14 号証参照。）でなされている。

6-3. 本件訂正発明 1 について

（1）対比

本件訂正発明 1 と甲 4 発明とを対比すると、

甲 4 発明における「格納ロケーション」、「図書に付されたバーコード 35」、「ハードディスク 47」、「貸し出し」及び「図書入出庫管理装

置」は、その機能及び技術的意義からみて、本件訂正発明１における「収容位置」、「図書コード」、「記憶手段」、「取り出し」及び「図書保管管理装置」に、それぞれ相当するといえる。

また、甲４発明における「この複数のコンテナ内の図書３３の前記書庫内における格納ロケーションと各コンテナ１２に収容された複数の図書に付されたバーコード３５のデータとをケース１３のデータとともに対応させて記憶するハードディスク４７」は、「書庫内における収容位置と各コンテナに収容された複数の図書の各図書コードとを対応させて記憶する記憶手段」という限りにおいて、本件訂正発明１における「この複数のコンテナの前記書庫内における収容位置と、各コンテナに収容された複数の図書の各図書コードとを対応させて記憶する記憶手段」に相当するといえることができる。

そうすると、甲４発明における「貸し出しが要求された図書３３のコードを入力することにより、前記ハードディスク４７の記憶内容に基づいて、該要求図書３３がケース１３とともに収容されているコンテナ１２を前記書庫から取り出してステーション（例えば、第１０図の２６、３０、３１）にスタッカークレーン７５、搬送コンベア７７、搬送コンベア８０、搬送コンベア８２により搬送するとともに、」は、「取り出しが要求された図書の図書コードを入力することにより、前記記憶手段の記憶内容に基づいて、該要求図書が収容されているコンテナを前記書庫から取り出してステーションに搬送するとともに、」という限りにおいて、本件訂正発明１における「取り出しが要求された図書の図書コードを入力することにより、前記記憶手段の記憶内容に基づいて、該要求図書が収容されているコンテナを前記書庫から取り出してステーションに搬送するとともに、」に相当するといえる。

同様に、甲４発明における「返却が要求された際に複数の前記コンテナの中から所望のコンテナを書庫から取り出してステーションに搬送し、返却が要求された図書に付されたバーコード３５のデータとを任意のケース１３のデータとともに入力することにより、前記返却図書がケース１３とともに収容されたコンテナを書棚１１内における格納ロケーションにスタッカークレーン７５、搬送コンベア７７、搬送コンベア８０、搬送コンベア８２により搬送する手段」は、「返却が要求された際に、返却が要求された図書の情報を入力することにより、複数の前記コンテナの中からコンテナを前記書庫から取り出して前記ステーションに搬送する搬送手段」という限りにおいて、本件訂正発明１における「返却が要求された図書の寸法情報を入力することにより、該返却図書の寸法に対応する複数の前記コンテナの中から空きのあるコンテナを前記書庫から取り出して前記ステーションに搬送する搬送手段」に相当するといえる。

また、甲４発明における「この搬送する手段により前記ステーションに搬送されて、前記要求図書３３に対する格納ロケーションや各コンテナ１２に収容されたケースと図書のデータを対応させて記憶していた前記ハードディスクの記憶内容を削除し、または、前記返却図書を収容したケース１３の書棚１１内における格納ロケーションをハードディスク４７へ新たに記憶させることにより、前記ハードディスクの記憶内容を更新する手段」は、本件訂正発明１の記憶内容の更新が、取り出しが要求された図書（要求図書）または返却が要求された図書（返却図書）の図書情報の入力により行われるものであるから、「この搬送手段により前記ステーションに搬送されて、前記要求図書または返却が要求された図書の情報を入力することにより、前記要求図書または前記返却図書に関する前記記憶手段の記憶内容を更新する更新手段」という限りにおいて、本件訂正発明１における「この搬送手段により前記ステーションに搬送されて、前記要求図書が取り出されたコンテナまたは前記返却図書が返却されたコンテナに対して、前記記憶手段の記憶内容を更新する更新手段」に相当するといえる。

そうすると、両者は、「複数の棚領域を有する書庫と、この書庫の各棚領域に収容された複数の図書を収容する複数のコンテナと、書庫内における収容位置と各コンテナに収容された複数の図書の各図書コードとを対応させて記憶する記憶手段と、取り出しが要求された図書の図書コードを入力することにより、前記記憶手段の記憶内容に基づいて、該要求図書が収容されているコンテナを前記書庫から取り出してステーションに搬送するとともに、返

却が要求された際に、返却が要求された図書の情報を入力することにより、複数の前記コンテナの中からコンテナを書庫から取り出してステーションに搬送する搬送手段と、この搬送手段により、前記ステーションに搬送されて、前記要求図書または前記返却が要求された図書の情報を入力することにより、前記要求図書または前記返却図書に関する前記記憶手段の記憶内容を更新する更新手段とを具備する図書保管管理装置。」である点で一致し、次の各点で相違する。

（相違点１）

書庫の複数の棚領域と複数の図書を収容する複数のコンテナに関して、本件訂正発明１においては、「図書の寸法別に分類された幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域を有する書庫」と「それぞれが収容された棚領域に対応した寸法を有する複数の図書を収容する複数のコンテナ」とを採用しているのに対し、甲４発明においては、このような図書の寸法別に分類された幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域や棚領域に対応した寸法を有する複数の図書を収容する複数のコンテナを用いていない点（以下、「相違点１」という。）。）。。

（相違点２）

要求図書の取り出し搬送や返却図書の返却搬送と書庫内における収容位置と各コンテナに収容された複数の図書の各図書コードとを対応させて記憶する記憶手段に関して、本件訂正発明１においては、要求図書の取り出しに際しては「要求図書が取り出されたコンテナに対する記憶手段の記憶内容を更新する」とともに、返却図書の返却に際しては「返却が要求された図書の寸法情報を入力することにより、該返却図書の寸法に対応する複数のコンテナの中から空きのあるコンテナを書庫から取り出してステーションに搬送し、前記返却図書が収容されたコンテナに対する記憶手段の記憶内容を更新する」ものであるのに対し、甲４発明においては、このような図書の寸法情報の入力により返却図書の寸法に対応する複数のコンテナの中から空きのあるコンテナを書庫から取り出す構成と図書の寸法に対応するコンテナに対する記憶手段の記憶内容を更新する構成とを具備していない点（以下、「相違点２」という。）。）。。

（相違点３）

本件訂正発明１においては、「書庫の複数の棚領域には、搬送手段によってコンテナを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数のコンテナが収容され、前記搬送手段には、前記コンテナを取り出す間口に対して、手前側のコンテナを取り出してから奥側のコンテナを取り出す移載手段が備えられている」のに対して、甲４発明においては、書庫の複数の棚領域から、搬送手段によってコンテナを取り出すものではあるが、奥行き方向に複数のコンテナを収容し、搬送手段には、コンテナを取り出す間口に対して手前側のコンテナを取り出してから奥側のコンテナを取り出す移載手段を備えたものであるかは不明である点（以下、「相違点３」という。）。）。。

（２）判断

（２－１）相違点１についての検討

（２－１－１）請求人の主張概要

相違点１に対して、請求人は、審判事件弁駁書第１２ページ第１３行ないし第１３ページ第２４行、請求人提出の口頭審理陳述要領書第１９ページ第４行ないし第２１ページ第１４行及び平成２３年１１月２４日付け請求人提出の上申書の第４ページ第１７行ないし第５ページ第５行において概ね次のように主張している。

ア）甲第１号証の３らには、図書入出庫管理装置において、図書の寸法別に分類されたそれぞれ高さが異なる複数の棚領域を有する書庫が記載され、複数の図書を収容する複数のコンテナは、コンテナの幅は共通であるものの、図書の寸法別に分類された高さが異なる複数種類のコンテナが記載されている。また、甲第２０号証：特開昭５９－１８２１０３号公報、甲第２１号証：特開平０４－２５６６０７号公報、甲第２２号証：実願昭６３－５８０８７号（実開平０１－１６２４１０号）のマイクロフィルム、甲第２８号証：特開昭５９－１７２３０６号公報、甲第２９号証：実願昭

５８－１６１９４４号（実開昭６０－０７２４０５号）のマイクロフィルムにも記載されているように、それぞれ幅が異なる複数種類の物品や容器等のコンテナを設け、これに合わせてそれぞれ幅が異なる複数の棚領域を設けて棚に対してコンテナを出し入れする点は、従来周知の技術でもあり、「幅及び高さそれぞれ異なる複数種類のコンテナを設け、これに合わせて幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域を設ける点」についても、上記甲第２１号証：特開平０４－２５６６０７号公報、上記甲第２８号証：特開昭５９－１７２３０６号公報にも記載されているように、従来周知の技術事項でもある。そして、本件訂正発明１の書庫の技術は、上記の自動倉庫の技術と共通する技術であり、本件訂正発明１の書庫において、上記自動倉庫における周知技術を用いて、幅及び高さがそれぞれ異なる複数種類のコンテナを設け、これに合わせて幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域を設けることは、甲第４号証に記載された発明に甲第１号証の３らに記載された発明を適用する際に、当業者が困難なく採用することができた事項であるといえる。

イ）本件訂正発明１における「図書の寸法別に分類された幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域を有する書庫と、この書庫の各棚領域に收容されるもので、それぞれが收容された棚領域に対応した寸法を有する複数の図書を收容する複数のコンテナと」の構成要件には、棚領域の「幅及び高さ」、それに対応するコンテナが、図書の寸法とどのように対応しているのか請求項において特定されているわけではない。例えば、請求人の弁駁書に添付した参考資料の図２に示すように、本のサイズに対応しないような「幅及び高さ」が異なるコンテナ（Ａ４版のコンテナのサイズが一番小さく、続いてＢ５版、さらにＡ５版とコンテナのサイズが大きくなるようなコンテナ）が棚領域に收容される態様を排除するものではない。

このように、本件特許公報の図２および図１１に示すような構成は、本件の請求項１、２及び７において特定されておらず、被請求人の主張は、特許請求の範囲の記載に基づかない主張であり、失当である。

（２－１－２）被請求人の主張概要

相違点１に対して、被請求人は、答弁書第１２ページ第５ないし２０行、同第１７ページ第１２行ないし第１９ページ第１３行、被請求人提出の口頭審理陳述要領書第１６ページ第３行ないし第１７ページ第１９行及び平成２３年１１月２４日付け被請求人提出の上申書の第１７ページ第９行ないし第１８ページ第１８行において概ね次のように主張している。

ア）甲４発明（甲第４号証に記載された発明）と甲１発明（甲第１号証の３らに記載された発明）とは前提となるものが異なるものであるから、甲４発明に甲１発明を適用することができず、また、甲４発明に甲１発明や甲第２０号証ないし甲第２２号証、甲第２８号証及び甲第２９号証に記載された自動倉庫の管理技術上の発明を適用しても、本件訂正発明１の「図書の寸法別に分類された幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域となる書庫」にはならない。

（２－１－３）当審の判断

甲第２１号証、甲第２２号証、甲第２８号証及び甲第２９号証に記載されている事項について検討する。

上記「６－１．（１７）ア）及びイ）」の記載によれば、甲第２１号証には、自動倉庫の分野で幅が異なる棚領域を設けることが記載されていると認められる。

上記「６－１．（１８）ア）及びイ）」の記載によれば、甲第２２号証には、自動倉庫の分野で幅が異なる棚領域を設けることが記載されていると認められる。

上記「６－１．（２４）ア）及びイ）」の記載によれば、甲第２８号証には、自動倉庫の分野で幅及び高さがそれぞれ異なる棚領域を設けることが記載されていると認められる。

上記「６－１．（２５）ア）及びイ）」の記載によれば、甲第２９号証に

は、自動倉庫の分野で幅が異なる棚領域を設けることが記載されていると認められる。

これらから、上記甲第21号証、同第22号証、同第28号証及び同第29号証には、自動倉庫の分野で幅が異なる棚領域を設けること、又は、自動倉庫の分野で幅及び高さがそれぞれ異なる棚領域を設けることが記載されており、これらのことが従来周知の技術的事項であるといえる。

また、甲第22号証及び同第29号証に記載されているように、自動倉庫に格納される収容物がコンテナ又は容器に収納した状態で格納されることは、周知の事項であり、例えば甲第29号証に記載されているように、収容物の寸法に応じて大きさの異なる容器を使い分けることも、従来から一般的に行われていることである。

以上によれば、甲第21号証、同第22号証、同第28号証及び同第29号証の記載から、次の事項が周知技術（以下「周知技術1」という。）であることが認められる。

「収容物の寸法別に分類された幅及び高さがそれぞれ異なる複数の棚領域を有する倉庫とそれぞれが収容された棚領域に対応した寸法を有する複数の収容物を収容する複数のコンテナを備えた自動倉庫。」

そして、甲4発明と周知技術1は、コンテナ等に収容物を収容し、このコンテナを、棚等を有する収容場所に格納するものである点で共通する。

したがって、甲4発明に周知技術1を適用し、相違点1に係る本件訂正発明1の構成を得ることは、当業者が容易になし得たことである。

（2-2）相違点2についての検討

（2-2-1）請求人の主張概要

相違点2に対して、請求人は、補正後の審判請求書の第29ページ第20行ないし第31ページ第31行において概ね次のように主張している。

甲第1号証の3らには、図書入庫管理装置において、自動保管取り出しシステム（ASRS）らに使用されるコンピュータシステムが、複数の容器に関する「容器アドレス」、及び、複数の図書（アイテム）に関する「図書コード」（バーコードやサイズコード）等の情報を利用することが記載されており、返却図書を収容可能な空きスペースのあるコンテナが、書庫内の何処にあるかを示すところの収容位置の情報のみならず、該収容位置のコンテナ内に収容されている図書らが如何なるものであるかを示すところの図書コードとを対応させた情報を、そのコンピュータシステムが記憶していることが必要であることは、当業者にとって自明な事項であるといえる。

甲第17号証及び甲第18号証による周知技術、甲第15号証の記載からみて、甲第1号証の3らにおいても、アイテムのサイズ情報（寸法情報）を使って制御を行うものと解することができる。

そして、図書管理システムにおいて、アイテム（図書等）のサイズ情報（寸法情報）を特定する手段としては、システム内に図書コード単位で図書管理データを持たせ、図書管理データを参照して当該図書に関するデータを特定する方法（甲第16号証）のほかに、サイズ情報に対応する情報を直接入力する方法（甲第17号証）が知られており、読み取った図書コードからシステム内の情報を参照してサイズ情報を得るか、サイズ情報を直接入力するようにするか、あるいは、両方の方式を可能とするかは、当業者が必要に応じて選択する設計事項にすぎないというべきである。

してみると、相違点2に係る本件訂正発明1の構成は、上記「相違点1について」で説示したところの甲4発明に甲第1号証の3らに記載の寸法別のコンテナ等の構成を適用するに際して、同じく甲第1号証の3らに記載の寸法別のコンテナ等の構成を用いたところの要求図書の取り出し制御、返却図書の返却制御、並びに書庫内における収容位置と各コンテナに収容された複数の図書の各図書コードとを対応させて記憶する手法を採用することにより、当業者が容易に想到し得たものといえ、その際に、アイテムのサイズ（寸法）に適合した容器を取り出す場合に、読み取った図書コードからシステム内の情報を参照してサイズ情報を得るか、サイズ情報を直接入力するようにするか、あるいは、両方の方式を可能とするかは、当業者が必要に応じて選択する設計事項にすぎない。

(2-2-2) 被請求人の主張概要

相違点2に対して、被請求人は、答弁書第12ページ第21行ないし第14ページ第24行及び第19ページ第14行ないし第24ページ第6行、被請求人提出の口頭審理陳述要領書第17ページ第20行ないし第19ページ第21行及び第21ページ第15行ないし第23ページ第12行、平成23年11月24日付け被請求人提出の上申書の第7ページ第10行ないし第10ページ第20行、同書第13ページ第3行ないし第17ページ第8行及び同書第18ページ第19行ないし第21ページ第13行、及び、平成25年2月19日付け被請求人提出の上申書の第21ページ第6行ないし第26ページ第16行において概ね次のように主張している。

ア) 甲第1号証の3らには、「返却が要求された図書の寸法情報を入力する」点、これにより、「該返却図書の寸法に対応する・・・コンテナを・・・取り出す点につき、開示も示唆もされていない。そもそも、甲第4号証及び甲第1号証の3らはいずれも、コンテナ取り出しのために返却が要求された図書に関する情報を入力することをしていない。すなわち、返却が要求された図書の情報に基づき、複数のコンテナから返却すべきコンテナを取り出すという着想が一切開示されていない。したがって、仮に甲第4号証に甲第1号証の3らを適用できたとしても、相違点2に到達できない。

甲第15号証には、図書の高さを、書棚において適切な高さの開口部に確実に到達するために割り当てられるものと述べられている(カリフォルニア州立大学の図書館ではある)。しかし、甲第4号証に甲第1号証の3ら、さらには甲第15号証を適用するのは困難である。甲第1号証の3らに記載された発明の「フル」「フルでない」「空」を用いて返却時に收容スペースが利用可能な容器を取り出すことと、甲第15号証の図書の高さを書棚の適切な高さの開口部に到達させるために利用することを結びつけても、図書の高さを「返却図書の寸法に対応する複数の前記コンテナの中から空きのあるコンテナを前記書庫から取り出す」着想に至ることができない。

甲第17号証に記載された発明は、A4判、B5判等の図書の規格に関する種類に応じた収納箱を搬送し、当該収納箱に当該図書を収納する発明であるが、収納箱はいずれも同じ大きさで規定されており、その幅、高さが共通する。したがって、相違点1の図書の寸法別の幅・高さのそれぞれ異なる棚領域・コンテナを設ける技術が一切開示されていない。そればかりでなく、甲第17号証は、図書の厚さ及び重量にかかわらず図書を収納することを課題としており(第8ページ第1ないし5行)、收容効率の向上のために甲4発明に甲第17号証に記載された発明を適用する動機付けが一切見あたらない。

甲第18号証に記載された発明は、第2ページ左下欄第9ないし13行に「本発明の方法は、物体がその寸法及び貯蔵所で利用しうる貯蔵容量の関数として貯蔵されることで特徴付けられる。前記の物体は、その寸法を考慮して入りうる「最初の」空き場所に貯蔵される。」と記載されているとおり、単に貯蔵場所決定にあたり寸法に着目することが記載されているのみで、どのようにして寸法を考慮し、物体の貯蔵場所を決定しているのか記載されていない。したがって、図書の返却にあたり、複数のコンテナから適切なコンテナを選択する制御のために図書の情報を用いる着想の開示も示唆もない甲4発明及び甲第1号証の3らに、甲第18号証に記載された発明を適用する動機付けたり得るものが一切ない。

イ) 甲第1号証の3ら、甲第15号証に示されるカリフォルニア州立図書館における書庫のコンテナ写真(乙第1号証及び乙第2号証)に示すとおり、1つのコンテナには、大小様々な寸法の複数の図書が混合して収納されている。いずれのコンテナも、深さだけが5種類異なるものが用意されている点は、甲第1号証の3らの第11ページに記載のとおりであり、図書の幅に合わせた収納は考慮されていない。幅方向に適切な大きさの寸法の図書を入れられる冊数は図書館員の経験に頼らざるを得ないのである。

甲第1号証の3らないし甲第15号証における図書館員の図書の取り出し

は、写真乙第2号証のような格納状態の中で図書の上端にマークした図書コード又は図書に挟んだメモを見て行うものであり、コンテナの中から取り出すべき図書の選定は大変に困難な作業になる。これに対し、1冊ずつ特定して背表紙を見て取り出すことのできる本件訂正発明1と比較すると、取り出し作業効率の点でも、本件訂正発明1とは比較にならないほど低いのであり、これは寸法別の管理をしていないための当然の帰着である。

ウ) 甲第1号証の3らにおける「バーコードナンバーをスキャンして入力することで、アイテムのサイズコードを特定して、このサイズコードを利用して制御を行っている」との請求人の主張は、甲第1号証の3らに記載された発明の前提を無視した記載に基づかない想像に基づく主張であり、理由がない。サイズコードが3種類しかないのに、5種類あるコンテナにどのようにサイズコードのみで割り当てを行うのか、請求人は何ら説明できておらず、この点でも請求人の主張が何ら根拠のない想像に基づくものであることは、明らかである。

また、甲第1号証の3らは、サイズグループは、アイテムの上端に記載されて用いられるのみであり、ASRSシステムにサイズグループが入力されることは何ら記載されておらず、ASRSシステムがサイズグループに基づいて「制御」（人手によらない機械的な制御）をしていることは一切記載されていない。

図書の種類に応じた収納箱を図書の規格情報に基づき自動的に取り出す甲第17号証に記載された発明と、図書の寸法及び図書館の貯蔵容量に基づき、空きのある貯蔵場所を特定して図書を搬入する甲第18号証に記載された発明とはまったく異なる技術思想に基づく発明であるのに、これら甲第17号証及び甲第18号証に記載された発明を一般化抽象化し、「図書管理装置の技術分野において、図書の寸法情報を使って図書管理のための制御を行うこと」が甲第17号証及び甲第18号証に記載された発明から本件出願時前に周知技術であったということは到底できない。以上のとおり、「図書管理装置の技術分野において、図書の寸法情報を使って図書管理のための制御を行うこと」は本件出願時前に周知の技術であったとはいえないから、当該技術が周知技術であったことを根拠に甲第1号証の3らにもアイテムのサイズ情報を使って制御を行うものと解するとする請求人の主張には理由がない。

エ) 甲4発明の「ケース」ないし「図書を収容したケース」を「図書」に置き換えると、図書と収容位置との対応関係は「固定」であるから、このようないわゆる固定ロケーション方式に関する発明に甲第1号証の3らに記載された発明のいかなる構成を適用しようとするのか不明であるし、適用の動機付けたり得るものがない。

オ) 相違点2に至る思考のプロセスは、相違点1の着想と別個に評価されるものではなく、以下の2つのステップを経る必要がある。

- ・ステップ1：甲4発明に、図書の寸法別に分類された棚領域・コンテナを適用すること（相違点1への到達。）

- ・ステップ2：相違点1に基づき、コンテナ取り出しを「寸法情報」に基づき行うこと（相違点2への到達。）

ステップ2については、ステップ1の着想が前提となるものであり、甲4発明に従来周知の技術的事項を適用したいわば「刊行物に記載の発明に周知技術を増した発明」に、さらに他の「刊行物に記載の発明」の適用を試みるもので、このような容易想到性判断のステップは、「刊行物に記載の発明」でない発明に基づく容易想到性の判断をすることになるもので、特許法29条2項にいう、「当業者が前項各号に掲げる発明（本件では特許出願前に頒布された刊行物に記載された発明に相当）に基づいて容易に発明をすることができたとき」を充足せず、認められるべきでない。

上記2つのステップを経て相違点2に到達すべく、仮に甲4発明に甲第1号証の3らを適用したとしても、甲4発明・甲第1号証の3らに記載された発明のいずれにも、図書の寸法情報を入力することにより、返却図書を収容

する空きのある容器をステーションに搬送することの記載はないのであるから、そもそも上記「ステップ2」（相違点1に基づき、コンテナ取り出しを「寸法情報」に基づき行うこと）に至ることができず、相違点2に到達し得ない。

（2-2-3）当審の判断

ア）甲第1号証の3らの記載

本件出願前に頒布された刊行物である甲第1号証の3らには、本件訂正発明1と同一技術分野に属する技術である図書入出庫管理装置（図書館設備—自動保管取り出しシステム（ASRS））において、24インチ幅×48インチ長の底面を有し、高さの異なる（6.0インチ～18.0インチ）5種類のコンテナ（容器）を用いることが記載されているとともに（抄訳文第11ページ第19ないし27行）、複数の図書（本、雑誌等）がこれらの高さの異なるコンテナ（容器）にそれぞれ保管されることが記載されている（抄訳文第12ページ第11行ないし第13ページ第1行）。

そして、複数の図書の内の「ランダム保管アイテム」と称する図書は、その寸法（サイズコード、例えば、A、B、またはC）によって分類されることが記載されている（抄訳文第16ページ下5行ないし第17ページ第1行及び第28ページ第8及び9行）。

そうすると、甲第1号証の3らには、図書入出庫管理装置において、図書の寸法別に分類された図書に対応する寸法の複数種類のコンテナ（容器）を用いることが記載されているといえることができる。

また、甲第1号証の3らには、書架の構造に関して、「2. 棚の構造は、全部で13, 260個の容器の収容位置を含む6通路分から構成される。」（抄訳文第4ページ第14及び15行）、「段の数：34段 段の高さ：容器の深さ+次の容器の底面まで最大1.0インチ」（抄訳文第11ページ第17及び18行）と記載されており、これらの「容器の深さ+次の容器の底面まで最大1.0インチ」という高さを有する段が34段もあることから、これらの容器の寸法別に分類された複数の段が複数の棚領域を構成しているといえることができ、当該棚領域の集合体が書庫であるといえることができる。

以上のことから、甲第1号証の3らには、上述の図書入出庫管理装置において、図書の寸法別に分類された図書に対応する寸法の複数種類のコンテナ（容器）を収容するための、図書の寸法別に分類された複数の棚領域を有する書庫が記載されているといえる。

同じく、甲第1号証の3らには、自動保管取り出しシステム（ASRS）がコンピュータシステムからなること（抄訳文第4ページ第6行）、容器が「容器（コンテナ）アドレス」を有すること（抄訳文第4ページ第21行、第24ページ第14行、第27ページ第2行）、アイテム（図書）がバーコードナンバーやサイズコードを有すること（抄訳文第13ページ第16及び17行、第14ページ下3行ないし第15ページ下5行、第16ページ下5行ないし第17ページ第1行、第24ページ第14行及び第28ページ第8及び9行）、アイテムに付されたバーコードナンバー（図書コード）を光学的にスキャンすること（抄訳文第28ページ第3ないし15行）が記載されている。

また、甲第1号証の3らには、ランダムロケーション保管においては、空、部分的にフル、及び、フルのコンテナ（容器）取り出しの優先規則があること（抄訳文第18ページ第3ないし15行）、AS/RS（自動保管取り出しシステム）は、要求された図書（アイテム）を伴うコンテナ（容器）の取り出しを自動的に開始すること（抄訳文第24ページ第1ないし4行）、ランダムに返却保管される図書（アイテム）を、図書がちょうど取り出された容器セクターに自動的に割り当てること（抄訳文第28ページ下1行ないし第29ページ第5行）、オペレータのオプションとして、アイテムを取り出さずに返却する場合に、システムは、第2.02.D章（抄訳文第17ページ第7行ないし第18ページ下5行）に記載された優先順位を用いて、収容スペースが利用可能な（フルではない）容器を取り出すこと（抄訳文第29ページ下5行ないし下1行）らが記載されている。

そうすると、甲第1号証の3らには、図書入出庫管理装置において、自動

保管取り出しシステム（ASRS）らに使用されるコンピュータシステムが、複数の容器に関する「容器アドレス」、及び、複数の図書（アイテム）に関する「図書コード」（バーコードやサイズコード）等の情報を利用することが記載されているといえる。

イ）判断

甲第1号証仕様書（甲第1号証の3ら）（以下、「甲1仕様書」という。）の記載によれば、甲1発明は、「アイテム（書籍等）を収納する大きさの異なる寸法別の容器を備え、アイテムに付されたバーコードナンバー（図書コード）を光学的にスキャンすることにより、自動的に要求されたアイテムを収納する容器を書庫から取り出す自動保管取り出しシステム（ASRS）」（以下、「甲1発明」という。）であることを理解することができる。そして、ランダムロケーション保管においては、空、部分的にフル、及びフルの容器取り出しの優先規則があり、オプションの場合（図書返却のみのためにコンテナを取り出す場合）は、上記優先規則を用いて適切な容器を取り出すとされている。もっとも、甲1仕様書の記載からは、アイテムのサイズ（寸法）に適合した容器の取り出しをどのような制御によって実現するのかは、明らかでない。

しかし、甲第17号証及び甲第18号証によれば、図書管理装置の技術分野において、図書の寸法情報を使って図書管理のための制御を行うこと自体は、本件特許の出願日当時、既に周知の技術であったことが認められ、また、甲1仕様書においても、ランダムロケーション保管アイテムは、サイズコード（例えば、A、B又はC）を有するとされているから、このサイズコード自体は目視に使うとしても、甲1発明においても、アイテムのサイズ情報（寸法情報）を使って制御を行うものと解するのが合理的である。

そして、このことは、甲1仕様書の自動保管取り出しシステムを紹介した雑誌記事（甲第15号証）に、「図書館は、自動保管取り出しシステム中の図書の配置を指定することができるが、一方、コンピュータが各々のアイテムのロケーションを把握しているので、そのようなことを行う必要がない。事実、各々のアイテムの高さ及び各々のアイテムの識別番号が、自動保管取り出しシステムに収容されるマテリアルについて、自動保管取り出しシステムが必要とする唯一の情報である。」（抄訳文第2ページ第8ないし13行）と記載され、アイテムのサイズ（寸法）と識別番号が制御に必要な唯一の情報であるとされていることとも整合する。

そして、図書管理システムにおいて、アイテム（図書等）のサイズ情報（寸法情報）を特定する手段としては、システム内に図書コード単位で図書管理データを持たせ、図書管理データを参照して当該図書に関するデータを特定する方法（甲第16号証）のほかに、サイズ情報に対応する情報を直接入力する方法（甲第17号証）が知られており、読み取った図書コードからシステム内の情報を参照してサイズ情報を得るか、サイズ情報を直接入力するようにするか、あるいは、両方の方式を可能とするかは、当業者が必要に応じて選択する設計事項にすぎないというべきである。

そして、甲4発明及び甲1発明並びに周知技術1は、いずれもコンテナ等（容器）に収容物を収容し、このコンテナを、棚等を有する収容場所に格納するものである点で共通する。

してみると、相違点2に係る本件訂正発明1の構成は、上記「（2-1）相違点1についての検討」で説示したところの甲4発明に周知技術1の寸法別のコンテナ等の構成を適用するに際して、以上の甲1発明に係る技術的事項に基づき、当業者が容易に想到し得たものといわざるを得ない。

なお、被請求人は、乙第1号証及び乙第2号証を提出して、乙第2号証は乙第1号証の取材と同時に撮影した旨の主張（答弁書第8ページの欄外1及び平成23年11月24日付け被請求人提出の上申書第4ページ第4ないし6行）をしているが、仮に上記の主張どおりであったとしても、甲第1号証の3らの仕様書は刊行物として証拠となっているもので、甲第1号証の3らの仕様書によって作製された図書館システムが実施されていることを立証するための証拠ではなく、乙第2号証である写真の被写体は甲第1号証の3ら

の仕様書の記載事項に何らの影響を与えるものではないから、乙第2号証を用いることにより甲第1号証の3らの技術内容を認定することはできない。

(2-3) 相違点3についての検討

(2-3-1) 甲第5号証に記載された発明(甲5発明)

甲第5号証には、摘記事項ア)及びイ)の記載から、次の発明(以下、「甲5発明」という。)が記載されているといえる。

(甲5発明)

「多段積層棚の複数の棚空間には、伸縮フォーク3によって載荷パレットを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数の載荷パレットが収容された多段積層棚。」

(2-3-2) 請求人の主張概要

相違点3に対して、請求人は、補正後の審判請求書の第31ページ第34行ないし第32ページ第26行、審判事件弁駁書第16ページ第5行ないし第17ページ第27行及び請求人提出の口頭審理陳述要領書第21ページ第26行ないし第22ページ第18行において概ね次のように主張している。ア)甲4発明(甲第4号証に記載された発明)においても、書庫内に設置された書棚11にコンテナ12を複数備え、段落【0009】に記載されているように、返却された図書を任意のケースに収容して書庫に入庫することができ、貸し出し及び返却時の作業を容易化することができる極めて良好な図書入庫管理装置を提供することを目的としている。

また、棚の間口に対して、奥行き方向の手前側と奥側の前後に2つのコンテナ等の容器を配置する点は、甲第5号証に記載され、さらにその効果についても「前後2重棚における前部棚空間4Aおよび後部棚空間4Bに対して、載荷パレット1A、1Bの搬入および搬出を容易に行うことができ、したがってリフト通路の両側にある多段積層棚の奥行き寸法を倍増させて荷物の収容量をも倍増させることができるので、倉庫や工場等のスペースを有効に利用できる効果が得られる。」と記載されている。ここで、甲第5号証に記載されている載荷パレットは、物品等を載置することができ、物品等を載置したまま移動・移載することができるものである。本件特許発明におけるコンテナに相当する。一般に、物品等を載置するパレットなどの容器を取り出す間口に対して、奥行き方向に複数の容器が収容されている場合の容器の取り出し方として、容器を取り出す間口に対して、間口を塞いでいる手前側の容器を取り出してから奥側の容器を取り出すことは、自然のことであり、慣用的に行われていることでもあり例示するまでもないが、例えば甲第5号証ないし甲第11号証の各摘示事項にも記載されている。従って、相違点3に係る本件特許発明1の構成は、甲4発明の書庫の複数の棚領域から搬送手段によってコンテナを取り出すものにおいて、甲第5号証に記載されているように、奥行き方向の手前側と奥側の前後に複数のコンテナを配置し、そのコンテナの取り出し方として上記慣用手段を採用したものに過ぎない。してみると、相違点3に係る本件特許発明1の構成は、甲4発明と、甲第5号証に記載された発明とに基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

イ)書庫は、倉庫の技術の一分野であり、自動化倉庫の技術は、書庫の技術分野においても共通する技術とされているものである。具体的には、甲第18号証においては、「貯蔵所の管理方法及び装置」について、甲第23号証、甲第24号証においては、「格納棚に貯蔵容器を自動的に出し入れする装置における貯蔵容器搬送機構」について、甲第25号証においては、「書庫」の出し入れ装置について、甲第26号証においては、「書類などの格納庫」の物品出し入れの自動化について、甲第27号証においては、「物品の個別入出装置」について、書籍、書類、カセット、レコード、部品などを対象に、共通して適用することが記載されている。そして、収容効率を向上させると共に、取り出し及び返却に要する作業の能率向上を図ることは、自動化書庫の技術だけでなく自動化倉庫の技術においても共通の周知の課題であ

る。そして、本件訂正発明１の移載手段、移動機構、取り出し機構は、上記例示した自動化倉庫において従来周知の手段であり、その具体的な構造について、特許請求の範囲には、書庫特有のものとしてはなんら特定されていないことは明らかである。そして、それにより本件訂正発明１に書庫特有の格別の効果を見出すこともできない。したがって、本件訂正発明１は、当業者が、甲第４号証に記載された発明に上記周知技術を適用して容易に想到することができたものである。

（２－３－３）被請求人の主張概要

相違点３に対して、被請求人は、答弁者第１４ページ第２５行ないし第１７ページ第９行及び被請求人提出の口頭審理陳述要領書第２３ページ第１３行ないし第２４ページ第１２行において概ね次のように主張している。ア）自動化書庫の発明である甲４発明（甲第４号証に記載された発明）と、倉庫の発明である甲第５号証ないし甲第１１号証に記載された発明とは、物品を入出庫するシステムという程度での共通点しかなく、甲第２３号証ないし甲第２７号証の自動倉庫で図書を扱うという記載を加味しても、甲４発明に、甲第５号証ないし甲第１１号証に記載された倉庫の発明を適用することはできない。

（２－３－４）当審の判断

本件訂正発明１と甲５発明とを対比すると、甲５発明における「棚空間」、「伸縮フォーク３」及び「載荷パレット」は、その機能及び技術的意義からみて、本件訂正発明１における「棚領域」、「搬送手段」及び「コンテナ」にそれぞれ相当する。

また、甲５発明における「多段積層棚」は、「倉庫」である限りにおいて、本件訂正発明１における「書庫」に相当する。

してみれば、甲５発明を本件訂正発明１の用語を用いて表現すると、甲５発明は、「倉庫の複数の棚領域には、搬送手段によってコンテナを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数のコンテナが収容される倉庫。」ということができる。

また、物品等を載置するパレットなどの容器を取り出す間口に対して、奥行き方向に複数の容器が収容されている場合の容器の取り出し方として、容器を取り出す間口に対して、間口を塞いでいる手前側の容器を取り出してから奥側の容器を取り出すことは、甲第５号証ないし甲第１１号証に記載されているように、倉庫の分野では慣用的に行われている従来周知の技術的事項（以下、「周知技術２」という。）である。そして、甲４発明と甲５発明とは、コンテナ等を用いて収容物を棚空間に収容する発明である点で共通するから、この周知技術２を甲４発明に適用することは、当業者が容易になし得たことである。

したがって、甲４発明及び甲５発明並びに周知技術２に基づき、相違点３に係る本件訂正発明１の構成を得ることは、当業者が容易になし得たことである。

（３）小括

そして、本件訂正発明１を全体としてみても、その奏する作用効果は、甲４発明、甲１発明及び甲５発明並びに周知技術１及び２より当業者が予測できる程度のものであって、格別のものではない。

以上のとおりであるから、本件訂正発明１は、甲４発明、甲１発明及び甲５発明並びに周知技術１及び２により当業者が容易になし得たものである。

６－４．本件訂正発明２について

（１）本件訂正発明２

本件訂正発明２は、本件訂正発明１に対してさらに「前記移載手段は、前記手前側のコンテナを前記棚領域から取り出す取り出し機構と、前記奥側のコンテナを手前側に移動させる移動機構とを備え、前記奥側のコンテナは、前記移動機構によって手前側に移動させた状態で、前記取り出し機構によっ

て棚領域から取り出される」との発明特定事項を追加したものに相当する。

(2) 対比

本件訂正発明2と甲4発明とを対比すると、両者は、上記相違点1ないし3において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

(相違点4)

本件訂正発明2においては、「前記移載手段は、前記手前側のコンテナを前記棚領域から取り出す取り出し機構と、前記奥側のコンテナを手前側に移動させる移動機構とを備え、前記奥側のコンテナは、前記移動機構によって手前側に移動させた状態で、前記取り出し機構によって棚領域から取り出される」のに対して、甲4発明においては、書庫の複数の棚領域から、搬送手段によってコンテナを取り出すものではあるが、奥行き方向に複数のコンテナを収容し、搬送手段には、コンテナを取り出す間口に対して手前側のコンテナを取り出してから奥側のコンテナを取り出す移載手段を備えたものであるかは不明である点（以下、「相違点4」という。）。

(3) 相違点4についての検討

(3-1) 請求人の主張概要

相違点4に対して、請求人は、補正後の審判請求書の第32ページ最下行ないし第33ページ最下行において概ね次のように主張している。

相違点4に係る本件訂正発明2の構成についても、パレットを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数のパレットが収容されている場合のパレットを取り出す際の機構として、手前側のパレットを棚領域から取り出す取り出し機構と、奥側のパレットを手前側に移動させる移動機構とを備え、奥側のパレットは、手前側に移動させた状態で、棚領域から取り出される点は、通常よく行われているようにあたりまえの取り出し方であり、従来周知の技術的事項でもある（例えば、甲第5号証の各摘示事項及び甲第6号証の摘示事項を参照。）。載荷パレットは、本件訂正発明2におけるコンテナに相当する。

従って、「手前側のパレットを棚領域から取り出す取り出し機構と、奥側のパレットを手前側に移動させる機構とを備え、奥側のパレットは、手前側に移動させた状態で、棚領域から取り出される」点は、従来周知の技術的事項であるので、相違点4に係る本件訂正発明2の構成は、従来周知の技術的事項を付加したに過ぎない。

してみると、相違点4に係る本件訂正発明2の構成は、甲4発明に、従来周知の技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

(3-2) 被請求人の主張概要

相違点4に対して、被請求人は、答弁書第24ページ第16行ないし第25ページ第2行において概ね次のように主張している。

甲4発明(自動化書庫の発明)に甲第5号証ないし甲第11号証(倉庫の発明)を適用できないと述べたのと同様、自動化書庫に関する甲4発明に、甲第5号証や甲第6号証に記載の倉庫の発明におけるパレット搬入搬出方法を適用できない。

また、請求人は、甲第5号証及び甲第6号証の2つの文献の記載事項から、パレットを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数のパレットが収容されている場合のパレットを取り出す際の機構として、手前側のパレットを棚領域から取り出す取り出し機構と、奥側のパレットを手前側に移動させる移動機構とを備え、奥側のパレットは、手前側に移動させた状態で、棚領域から取り出される点は、従来周知の技術的事項としているが、少なくとも自動化書庫の技術分野では従来周知の技術的事項ではない。また、甲第5号証及び甲第6号証の2つの文献のみでは、倉庫の分野としても当該技術が従来周知の事項であったとはいえない。

以上より、甲4発明に、甲第5号証や甲第6号証に記載の倉庫の発明におけるパレット搬入搬出方法を適用できず、当業者は本件訂正発明2を容易に想到することができたとはいえない。

（３－３）当審の判断

相違点３の判断に係る上記「６－４．（２－３－４）」で述べたとおり、物品等を載置するパレットなどの容器を取り出す間口に対して、奥行き方向に複数の容器が収容されている場合の容器の取り出し方として、容器を取り出す間口に対して、間口を塞いでいる手前側の容器を取り出してから奥側の容器を取り出すことは、倉庫の分野では慣用的に行われている従来周知の技術的事項（周知技術２）であり、該周知技術２の例として提示した例えば甲第５号証における上記「６－１．（５）」の記載並びに第１ないし４図、第９図及び第１０図の記載を総合すると、甲第５号証には、次の技術（以下、「甲５記載の技術」という。）が記載されているといえる。

「手前側の載荷パレット１Ａ〔本件訂正発明２の「手前側のコンテナ」に相当。以下同様に「」内には、相当する本件訂正発明２の発明特定事項を記載する。〕を棚空間〔「棚領域」〕から取り出す伸縮フォーク３〔「取り出し機構」〕と、奥側の載荷パレット１Ｂ〔「奥側のコンテナ」〕を手前側に移動させる（載荷パレット１Ｂの係合部６と嵌合連結する保持部５を備えた）伸縮フォーク３〔「移動機構」〕とを備え、奥側の載荷パレット１Ｂ〔「奥側のコンテナ」〕は、伸縮フォーク３〔「移動機構」〕によって手前側に移動させた状態で、伸縮フォーク３〔「取り出し機構」〕によって棚空間〔「棚領域」〕から取り出される技術。」

してみると、甲４発明に周知技術２を適用するに際し、甲５記載の技術を用いて具体化することは、当業者が容易になし得ることである。

（４）小括

そして、本件訂正発明２を全体としてみても、その奏する作用効果は、甲４発明、甲１発明、甲５発明及び甲５記載の技術並びに周知技術１及び２より当業者が予測できる程度のものであって、格別のものではない。

以上のとおりであるから、本件訂正発明２は、甲４発明、甲１発明、甲５発明及び甲５記載の技術並びに周知技術１及び２により当業者が容易になし得たものである。

６－５．本件訂正発明３について

（１）本件訂正発明３

本件訂正発明３は、本件訂正発明１に対してさらに「前記移載手段は、前記手前側のコンテナ及び前記奥側のコンテナを選択的に取り出して保持可能な第１及び第２の取り出し手段を備え、前記第１の取り出し手段で前記手前側のコンテナを取り出し保持させた状態で、前記第２の取り出し手段で前記奥側のコンテナを取り出して前記ステーションへの搬送に供させる」との発明特定事項を追加したものに相当する。

（２）対比

本件訂正発明３と甲４発明とを対比すると、両者は、上記相違点１ないし３において相違するほか、以下の点でさらに相違する。

（相違点５）

本件訂正発明３においては、「前記移載手段は、前記手前側のコンテナ及び前記奥側のコンテナを選択的に取り出して保持可能な第１及び第２の取り出し手段を備え、前記第１の取り出し手段で前記手前側のコンテナを取り出し保持させた状態で、前記第２の取り出し手段で前記奥側のコンテナを取り出して前記ステーションへの搬送に供させる」のに対して、甲４発明においては、書庫の複数の棚領域から、搬送手段によってコンテナを取り出すものではあるが、奥行き方向に複数のコンテナを収容し、搬送手段には、コンテナを取り出す間口に対して手前側のコンテナを取り出してから奥側のコンテナを取り出す移載手段を備えたものであるかは不明である点（以下、「相違点５」という。）。

（３）相違点５についての検討

（３－１）請求人の主張概要

相違点５に対して、請求人は、補正後の審判請求書の第３４ページ第１行ないし第３５ページ第６行において概ね次のように主張している。

相違点５にかかる本件訂正発明３の構成についても、パレットを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数のパレットが収容されている場合のパレットを取り出す際の機構として、手前側のパレット及び奥側のパレットを選択的に取り出して保持可能な第１及び第２の取り出し手段を備えて、第１の取り出し手段で前記手前側のパレットを取り出し保持させた状態で、前記第２の取り出し手段で前記奥側のパレットを取り出す点は、通常によく行われているようにあたりまえの取り出し方であり、従来周知の技術的事項でもある（例えば、甲第７号証の摘示事項、甲第８号証の摘示事項及び甲第９号証の摘示事項を参照。）。ここで、甲第７号証及び甲第８号証におけるパレットと、甲第９号証における荷２、３は、本件訂正発明３におけるコンテナに相当する。

従って、「コンテナを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数のコンテナが収容されている場合のコンテナの取り出す際の機構として、手前側のコンテナ及び奥側のコンテナを選択的に取り出して保持可能な第１及び第２の取り出し手段を備えて、第１の取り出し手段で前記手前側のコンテナを取り出し保持させた状態で、前記第２の取り出し手段で前記奥側のコンテナを取り出す」点は、従来周知の技術的事項であるので、相違点５に係る本件訂正発明３の構成は、従来周知の技術的事項を付加したに過ぎない。

してみると、相違点５に係る本件訂正発明３の構成は、甲４発明に、従来周知の技術的事項に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものである。

（３－２）被請求人の主張概要

相違点５に対して、被請求人は、答弁書第２５ページ第３ないし１９行において概ね次のように主張している。

甲４発明（自動化書庫の発明）に甲第５号証ないし甲第１１号証（倉庫の発明）を適用できないと述べたのと同様、自動化書庫に関する甲４発明に、甲第７号証、甲第８号証及び甲第９号証に記載の倉庫の発明におけるパレット搬入搬出方法を適用できない。

また、請求人は、甲第７号証、甲第８号証及び甲第９号証の３つの文献の記載事項から、パレットを取り出す間口に対して、奥行き方向に複数のパレットが収容されている場合のパレットを取り出す際の機構として、手前側パレットと奥側パレットを選択的に取り出して保持可能な第１及び第２の取り出し手段を備え、第１の取り出し手段で手前側パレットを取り出し保持させたまま、第２の取り出し手段で奥側パレットを取り出す点は、従来周知の技術的事項としているが、少なくとも自動化書庫の技術分野では従来周知の技術的事項ではない。また、甲第７号証、甲第８号証及び甲第９号証の３つの文献のみでは、倉庫の分野としても当該技術が従来周知の事項であったとはいえない。

以上より、甲４発明に、甲第７号証、甲第８号証及び甲第９号証に記載の倉庫の発明におけるパレット搬入搬出方法を適用できず、当業者は本件訂正発明３を容易に想到することができたとはいえない。

（３－３）当審の判断

相違点３の判断に係る上記「６－４．（２－３－４）」で述べたとおり、物品等を載置するパレットなどの容器を取り出す間口に対して、奥行き方向に複数の容器が収容されている場合の容器の取り出し方として、容器を取り出す間口に対して、間口を塞いでいる手前側の容器を取り出してから奥側の容器を取り出すことは、倉庫の分野では慣用的に行われている従来周知の技術的事項（周知技術２）であり、該周知技術２の例として提示した例えば甲第８号証における上記「６－１．（８）」の記載及び第３ないし６図の記載を総合すると、甲第８号証には、次の技術（以下、「甲８記載の技術」という。）が記載されているといえる。

「手前側のパレット〔本件訂正発明３の「手前側のコンテナ」に相当。以下同様に「」内には、相当する本件訂正発明３の発明特定事項を記載する。〕及び奥側のパレット〔「奥側のコンテナ」〕を選択的に取り出して（キャレージ８、９内に）保持可能なシングルフォーク及びダブルリーチフォーク〔「第１及び第２の取り出し手段」〕を備え、シングルフォーク〔「第１の取り出し手段」〕で手前側のパレット〔「手前側のコンテナ」〕を取り出し（キャレージ８内に）保持させた状態で、ダブルリーチフォーク〔「第２の取り出し手段」〕で奥側のパレット〔「奥側のコンテナ」〕を取り出してステーションへの搬送に供させる技術。」

してみると、甲４発明に周知技術２を適用するに際し、甲８記載の技術を用いて具体化することは、当業者が容易になし得ることである。

（４）小括

そして、本件訂正発明３を全体としてみても、その奏する作用効果は、甲４発明、甲１発明、甲５発明及び甲８記載の技術並びに周知技術１及び２より当業者が予測できる程度のものであって、格別のものではない。

以上のとおりであるから、本件訂正発明３は、甲４発明、甲１発明、甲５発明及び甲８記載の技術並びに周知技術１及び２により当業者が容易になし得たものである。

７．むすび

したがって、本件訂正発明１ないし３は、甲４発明、甲１発明、甲５発明、甲５記載の技術及び甲８記載の技術並びに周知技術１及び２に基づいて、当業者が容易に発明をすることができたものであるもので、本件訂正発明１ないし３についての特許は、特許法第２９条第２項の規定に違反してなされたものであり、同法第１２３条第１項第２号に該当し、無効とすべきものである。

審判に関する費用については、特許法第１６９条第２項の規定で準用する民事訴訟法第６１条の規定により、被請求人が負担すべきものとする。

平成２５年 ４月２３日

審判長	特許庁審判官	伊藤 元人
	特許庁審判官	藤原 直欣
	特許庁審判官	柳田 利夫

（行政事件訴訟法第４６条に基づく教示）

この審決に対する訴えは、この審決の謄本の送達があった日から３０日（附加期間がある場合は、その日数を附加します。）以内に、この審決に係る相手方当事者を被告として、提起することができます。

〔審決分類〕 P 1 1 2 3. 1 2 1 - Z A （B 6 5 G）

審判長	特許庁審判官	伊藤 元人	8408
	特許庁審判官	柳田 利夫	8311
	特許庁審判官	藤原 直欣	8919